足立区バリアフリー地区別計画

（竹の塚周辺地区編）

＜素案＞

令和８年１０月

足立区都市建設部都市建設課
ユニバーサルデザイン担当課

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。

目次

第1章　地区別計画の概要

１　バリアフリー地区別計画の位置づけ １
（１）　バリアフリー基本構想とは １
（２）　足立区におけるバリアフリー基本構想 １
（３）　１０か所にバリアフリー地区別計画を策定 ３
２　地区別計画の内容 ４
（１）　地区別計画におけるバリアフリー化の進め方 ４
（２）　生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法 ６
（３）　生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法 .. ７
３　地区別計画策定後の進め方 ９
（１）　特定事業計画書の作成 ９
（２）　特定事業の進行管理 ９
（３）　利用者意見の反映 ９

第2章　竹の塚周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

１　地区別計画（竹の塚周辺地区）の策定にいたる経緯 １２

第3章　竹の塚周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

１　竹の塚周辺地区のバリアフリーの現状と課題 １４
（１）　竹の塚周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化 １４
（２）　竹の塚周辺地区のバリアフリー化の現状と課題 １８
２　竹の塚周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針 ２０
３　生活関連施設・生活関連経路・区域の設定 ２２
（１）　生活関連施設の設定 ２２
（２）　生活関連経路の設定 ２６
（３）　重点整備地区の区域の設定 ３０
（４）　生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定... ３３
（５）　ハード面のバリアフリー化に向けた特定事業の設定 ３４
（６）　ソフト面での特定事業の設定 ６３

資料編

資料１　地区の概況 ６６
資料２　検討の経緯 ６８
資料３　足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要 ６９
資料４　まち歩き点検等における区民意見 ７５
資料５　足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧 １２２

主な用語の説明

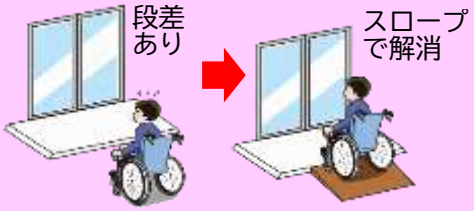
【ユニバーサルデザイン（Universal Design）】

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を、あらかじめ計画する考え方。

１９８０年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と、「デザイン（計画、設計、構想）」という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、ＵＤ（ユーディ）とも呼ばれる。

【バリアフリー（Barrier Free）】

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等が社会生活をしていく上で「障がい（バリア）」となるものを「除去（フリー）」すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。併せて、全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を実現する考え方が位置付けられている。

区分	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
基本的な考え方	はじめから障壁（バリア）を作らない	後から障壁（バリア）を取り除く（フリー）
求められること	より良い方法がないか考える姿勢が求められる	一定の基準を満たす整備が求められる
事例		

（出典：「知ってほしい！！あだちのユニバーサルデザイン」より抜粋）

【高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等】

高齢者、障がい児・者（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい者を含むすべての障がい児・障がい者）をはじめ、妊娠中・乳幼児連れの方、児童、外国人の方、怪我をしている方などの移動制約者を含む。

「障害（がい）」の表記について

足立区バリアフリー地区別計画では、人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがなで表記します。また、法令で定められた名称、施設名・団体名などの固有名詞については、その表記に合わせて記載します。

第１章　地区別計画の概要

１ バリアフリー地区別計画の位置づけ

（１）バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を図るため、平成１８年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行されました。

バリアフリー法では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村がバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとする」としています。

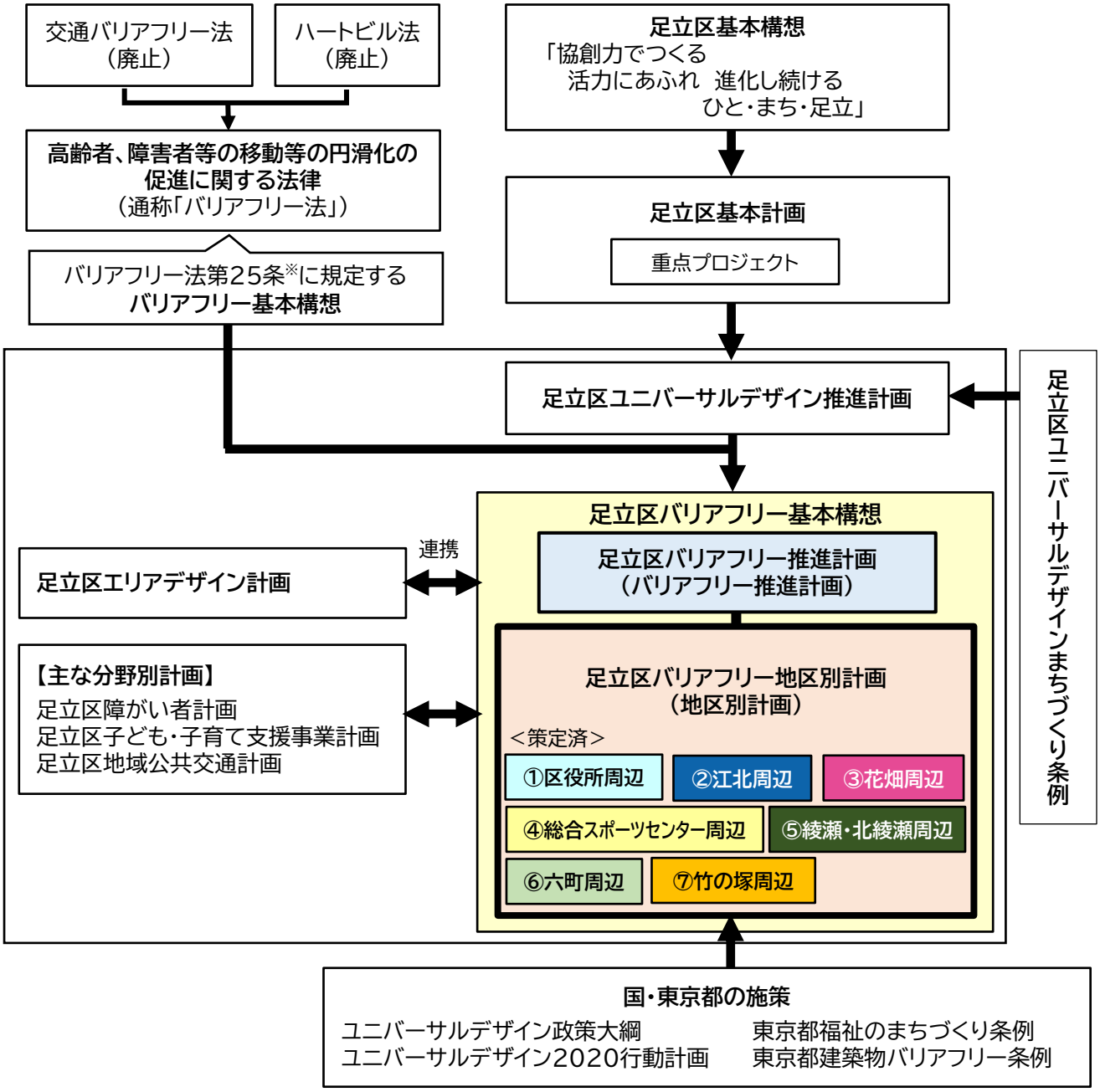
（２）足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では平成２４年１２月に、「足立区まちづくり推進条例」の理念を継承発展させた「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下、「まちづくり条例」という）」を制定しました。まちづくり条例は、ユニバーサルデザインに基づく取り組みを推進することにより、障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を目的としています。

さらに平成２６年８月には、まちづくり条例に基づき「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、計画の中に「バリアフリー基本構想を策定する」ことを掲げました。

これを踏まえ、足立区では平成２８年７月に、区全体のバリアフリーに対する一定の考え方を示す「足立区バリアフリー推進計画」（以下、「バリアフリー推進計画」という。）をまとめました。さらに、地区別の具体的な整備計画である「足立区バリアフリー地区別計画」（以下、「地区別計画」という。）を順次策定することとし、このバリアフリー推進計画と地区別計画を合わせて、バリアフリー法第２５条※に規定するバリアフリー基本構想と呼びます。

バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系



※　バリアフリー法第２５条

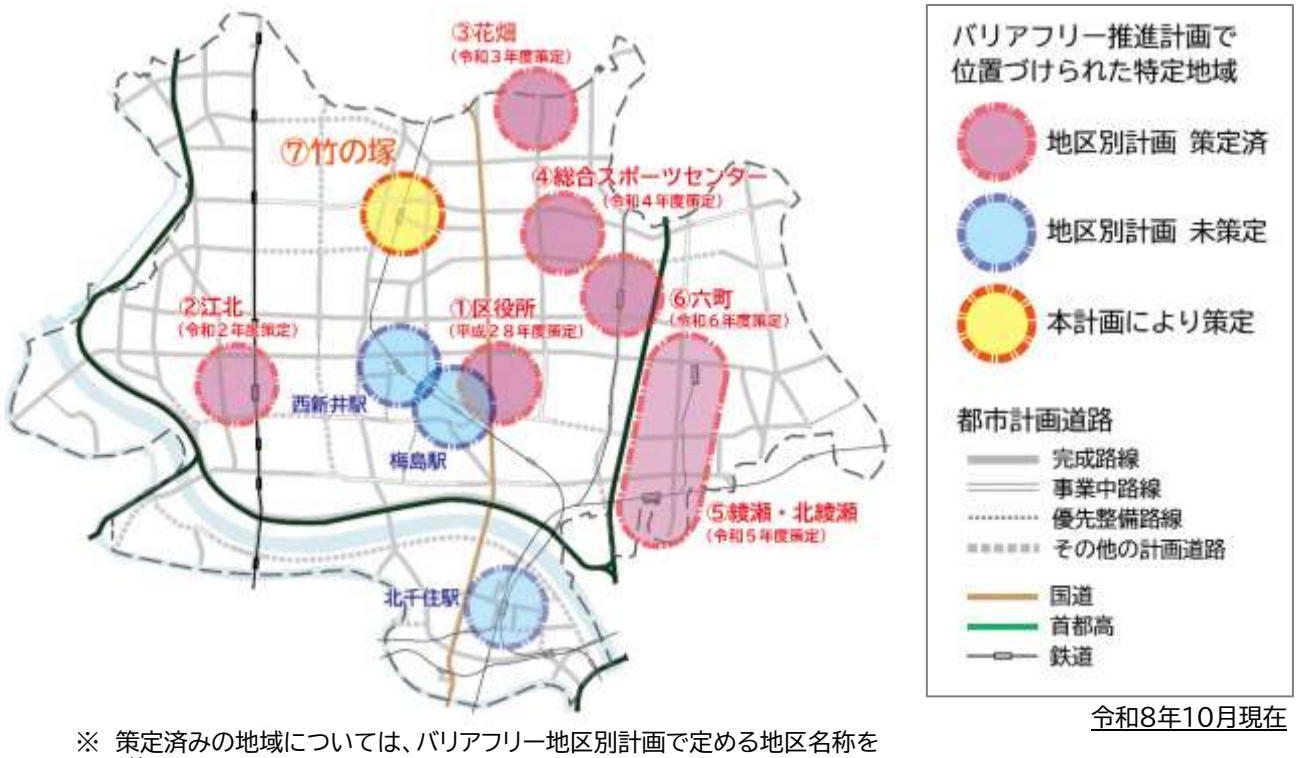
区市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとする。

（3）１０か所にバリアフリー地区別計画を策定

バリアフリー推進計画では、地区内の施設とそれを結ぶ道路の面的なバリアフリー化の必要性や効果が高い１０地域を「特定地域」（北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・六町駅周辺・梅島駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺・江北周辺・区役所周辺・花畑周辺・総合スポーツセンター周辺）として選定しました。

これら１０か所の特定地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつバリアフリー化に向けた地区別計画を策定しています。

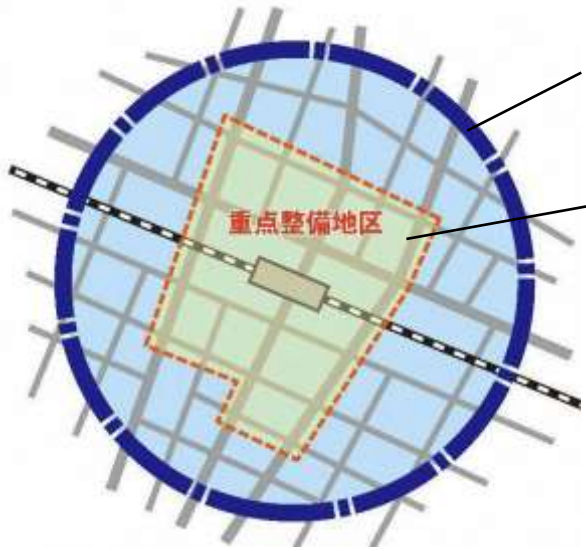
バリアフリー推進計画で位置づけられた１０か所の特定地域（※）



令和8年10月現在

※ 策定済みの地域については、バリアフリー地区別計画で定める地区名称を記載しています。

地区別計画の策定イメージ



重点整備地区
（バリアフリー化を行う具体的な地区）
⇒地区別計画を策定

２ 地区別計画の内容

（１）地区別計画におけるバリアフリー化の進め方

地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下の流れで重点的かつ面的にバリアフリー化を進めるよう定めます。なお、地区別計画を作成する際、地域住民である高齢者、障がい者等の当事者の意見を反映するための措置を講ずることが必要とされていることから、足立区バリアフリー協議会等を活用して進めます。

ア　地区内のバリアフリー化の現状と課題の整理

足立区バリアフリー協議会区民部会及び区民・事業者合同部会で地区内のバリアフリー化の現状及び課題を確認し、改善すべき課題を整理します。

イ　地区全体の基本的なバリアフリー方針の策定

区の上位計画や関連計画で位置づけられた一般的なバリアフリーのまちづくりの方向性や、バリアフリー化に向けた改善点を勘案し、地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針を設定します。

ウ　生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化すべき施設、経路とその区域を以下の通り設定します。

（ア）「生活関連施設」（「バリアフリー法第２条第２３号イ」）
　バリアフリー化の対象で区民等が社会生活や日常生活で利用する施設です。

（イ）「生活関連経路」（「バリアフリー法第２条第２３号ロ」）
　生活関連施設間を結ぶ経路であり、バリアフリー化の対象となります。

（ウ）「重点整備地区」（「バリアフリー法第２条第２４号」）
　生活関連施設と生活関連経路で構成される、バリアフリー化を重点的に進める地区別計画の策定区域です。

生活関連施設・経路・重点整備地区の設定方法は６ページに示します。

エ　生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

重点整備地区内のバリアフリー化が面的に実施されるよう、生活関連施設や経路の特定事業※につき、以下の２つの項目を定めます。

なお、特定事業の設定方法は７ページに示します。

（ア）特定事業の方向性の設定

（イ）目標時期の設定

※　特定事業（バリアフリー法第２条第２５号）
　バリアフリー法に基づき、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業を言います。

地区別計画における重点的かつ面的なバリアフリー化の進め方（フロー）

ア　地区内のバリアフリー化の現状と課題の整理

↓

イ　地区全体の基本的なバリアフリー化の方針の策定

↓

ウ　バリアフリー化する施設・経路・区域の設定
（ア）生活関連施設　（イ）生活関連経路　（ウ）重点整備地区

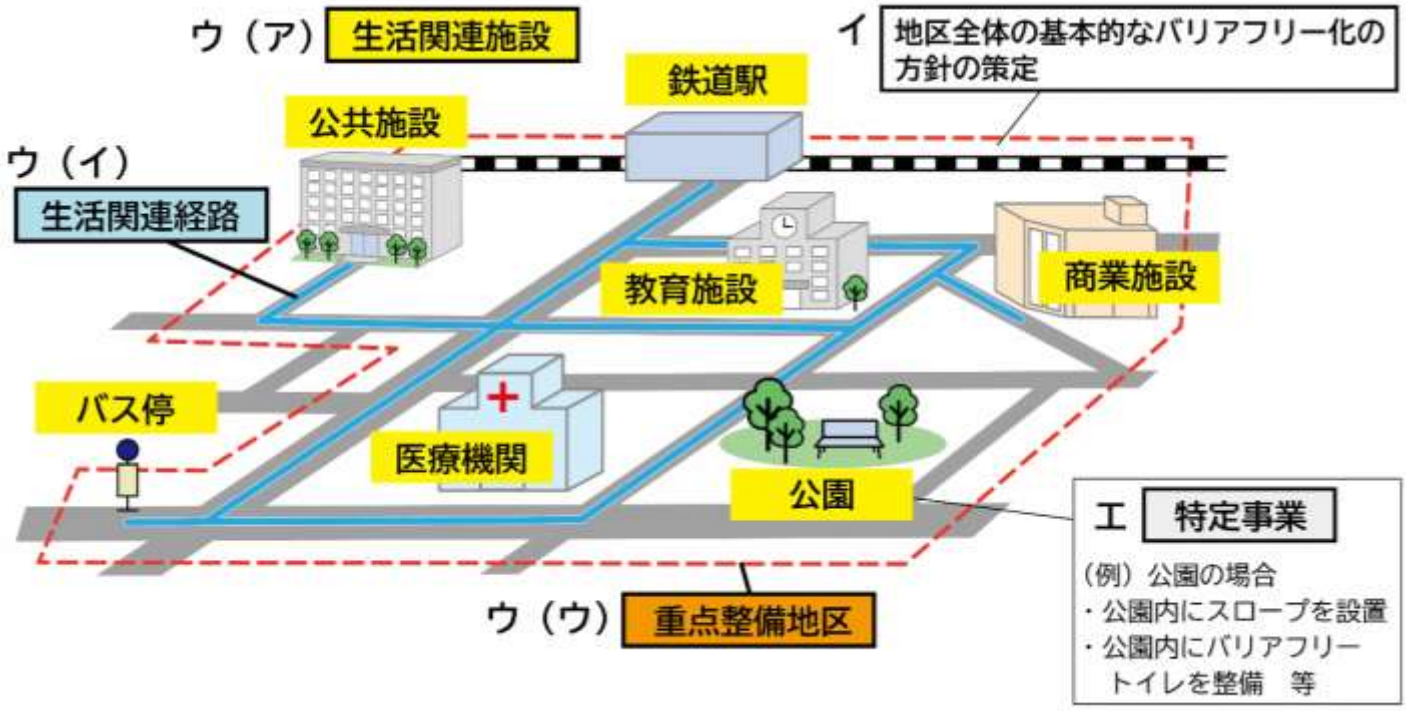
↓

エ　生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定
（ア）特定事業の方向性の設定　（イ）目標時期の設定

区民部会で検討
（10ページ参照）

区民・事業者
合同部会で検討
（10ページ参照）

地区別計画で定める内容のイメージ



（２）生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法

バリアフリー法に基づき、地区別計画における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区を以下のように設定します。

ア　生活関連施設（「バリアフリー法第２条第２３号イ」）

バリアフリー法では「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されています。

地区別計画では、バリアフリー法の趣旨、まち歩き点検等による区民等の意見や地区の状況を踏まえ、以下の表の基準により、バリアフリー化が必要である生活に欠かせない施設を「生活関連施設」の候補として抽出し、バリアフリー協議会等での確認を経て、生活関連施設と定めます。

法令に定められた生活関連施設となりうる対象と基準

種類		対象施設とその基準
公共交通	特定旅客施設	一日平均２，０００人以上の乗降がある鉄道駅※1
公園	公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地※2等
建築物	公共施設	区役所、区民事務所、区内官公署等
	文化・スポーツ施設	生涯学習センター、地域学習センター、住区センター、図書館、ホール、体育館・プール等
	保健・福祉施設	保健所、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい福祉施設等
	医療機関等	病院、休日応急診療所、薬局・ドラッグストア
	商業施設	店舗面積５００㎡以上の小売店※3
	教育施設等	小学校、中学校、幼稚園、保育所、専門学校、特別支援学校等

※１　バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標に定められている対象施設
※２　足立区立公園条例第１条の４（５）「前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分に発揮することができるように配置」により定められている都市公園
※３　足立区環境整備基準に基づく事前協議が必要な小売店舗

イ　生活関連経路（「バリアフリー法第２条第２３号ロ」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路と定めます。

ウ　重点整備地区の区域（「バリアフリー法第２条第２４号」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること、当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域を重点整備地区と定めます。

（３）生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法

バリアフリー法では、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業を特定事業（バリアフリー法第２条第２５号）といいます。特定事業は、次ページの表に示すとおり、施設に関係するハード系、心のバリアフリーやユニバーサルデザインに関係するソフト系の種別ごとに定義されています。

地区別計画では、それぞれの種別ごとに事業の方向性を設定するとともに、特定事業の完了に向けた目標時期を設定します。

ア　特定事業の方向性の設定

特定事業の種別ごとに、事業の方向性や内容を設定します。

なお、建築物特定事業については生活関連施設のうち、区の施設及び地区内のバリアフリー化へ協力いただける民間建築物を対象とします。

イ　特定事業の完了に向けた目標時期の設定

地区別計画における特定事業の完了の目標時期は、完了予定に合わせて「短期」及び「長期」を基本とします。

それ以外にも、実施時期が未確定な特定事業や調査や検討が必要な特定事業は、別途、目標時期を設定し、生活関連施設及び経路のバリアフリー化が円滑に実施されるよう努めます。

短　期：短期（おおむね５年以内）での事業完了を目標に実施する事業 長　期：短期には位置づけられないが長期的な取り組みによって、事業完了を目指す事業

特定事業の種別及び具体例

名称	対象施設	特定事業の一般的な具体例
【ハード系の特定事業】		
公共交通特定事業 （バリアフリー法 第２８条）	旅客施設	①　エレベーターの設置 ②　視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 ③　バリアフリートイレの設置 ④　ホームドアまたは内方線付き点状ブロックの設置等の転落防止対策 ⑤　バス停に上屋やベンチの設置 ⑥　バス・鉄道車両のバリアフリー化　等
道路特定事業 （バリアフリー法 第３１条）	道路	①　歩道の段差・勾配の改善 ②　歩道の平坦性の確保 ③　視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置　等
都市公園特定事業 （バリアフリー法 第３４条）	都市公園	①　園路の幅員の確保、傾斜路の設置 ②　バリアフリートイレの設置 ③　障がい者用の駐車スペースの整備　等
建築物特定事業 （バリアフリー法 第３５条）	建築物	①　出入口・廊下等の幅員の確保 ②　階段の手すりの設置 ③　バリアフリートイレの設置 ④　障がい者用の駐車スペースの整備　等
交通安全特定事業 （バリアフリー法 第３６条）	信号機等	①　音響機能の整備、歩行者用青時間の確保 ②　道路標識及び道路標示の適切な補修、エスコートゾーン※の整備 ③　違法駐車行為の防止のため指導取締り、広報活動及び啓発活動の実施　等
その他の事業 （上記に該当しない事業）		①　歩行者案内サインの設置　等
【ソフト系の特定事業】		
教育啓発特定事業 （バリアフリー法 第３６条の２）	－	①　学校におけるバリアフリー教室の開催 ②　障がい当事者を講師とした区民の理解を深めるためのバリアフリー講演会やセミナー等の啓発活動開催 ③　交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施　等

※　エスコートゾーン：横断歩道に設置された点状の突起によるラインで、視覚障がい者が道路を横断する際に横断歩道から外れないよう手がかりとするもの

３　地区別計画策定後の進め方

（１）特定事業計画書の作成

地区別計画において、「特定事業」を設定した都・区等の施設管理者及び関係事業者は、各施設のバリアフリー化の実現に向けて、バリアフリー法に定義されたそれぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定め、バリアフリー化の事業を実施します。

その際、足立区は、利用者が安全かつ円滑に移動や利用できる施設の整備を実現するため、事業者が実施する特定事業計画の作成や、事業着手の際に配慮すべき具体的事項等について、足立区バリアフリー協議会等に意見を伺う機会を設け、それらの実現に向けた調整を行っていきます。

また、「特定事業」の設定に至らなかった生活関連施設については、足立区が各施設管理者に対し、地区全体の面的なバリアフリー化の実現に向け、協力を呼びかけていきます。

（２）特定事業の進行管理

特定事業計画を策定した各施設管理者は、区との間でバリアフリー化の事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を図りながら事業を進めていきます。

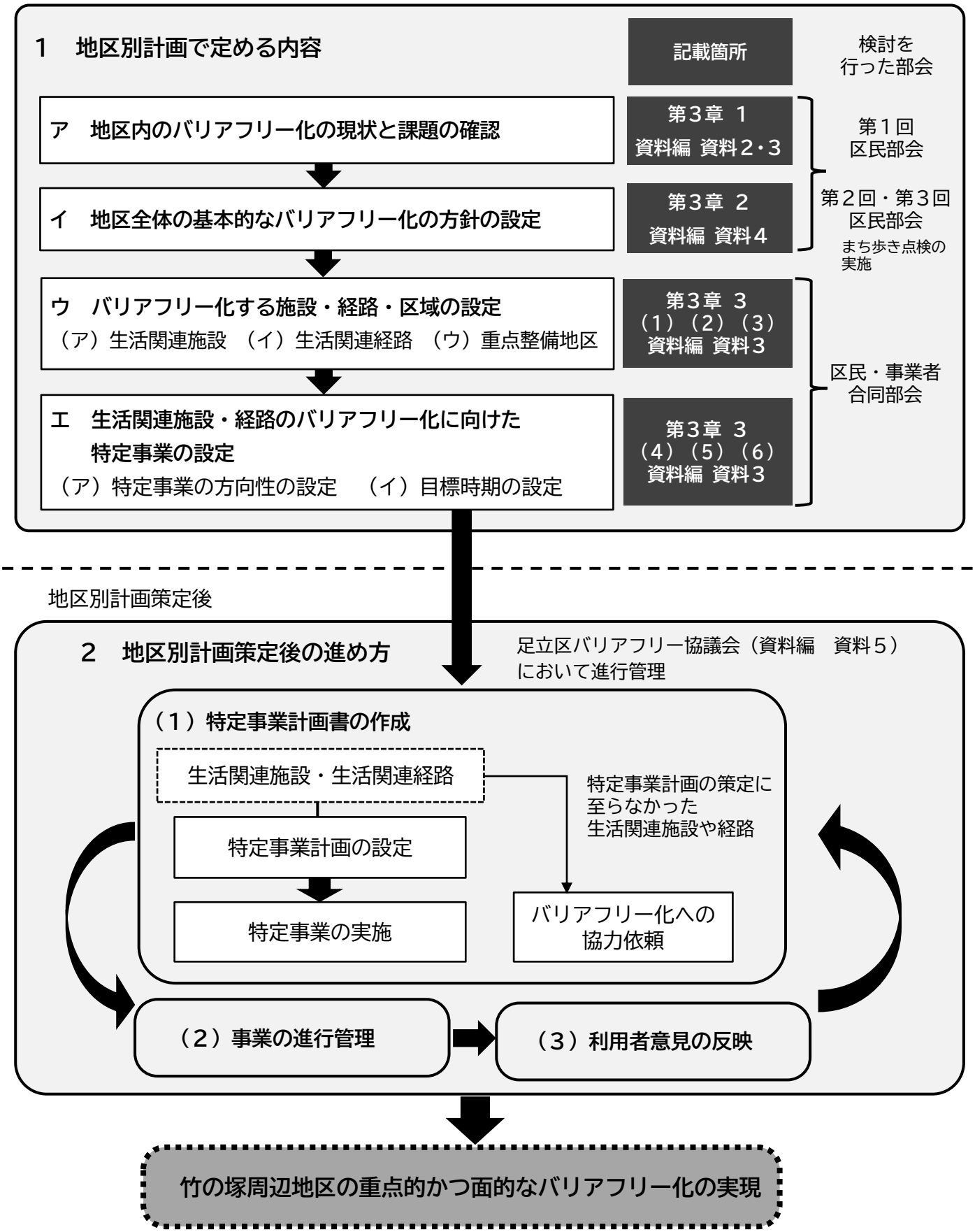
一方、区は、高齢者や障がい児・者、子育て中の方等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区の職員等からなる「足立区バリアフリー協議会」（資料５参照）において、ＰＤＣＡサイクルを用いて事業の進行管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努めます。概ね５年ごとに、特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地区別計画を変更していきます。

（３）利用者意見の反映

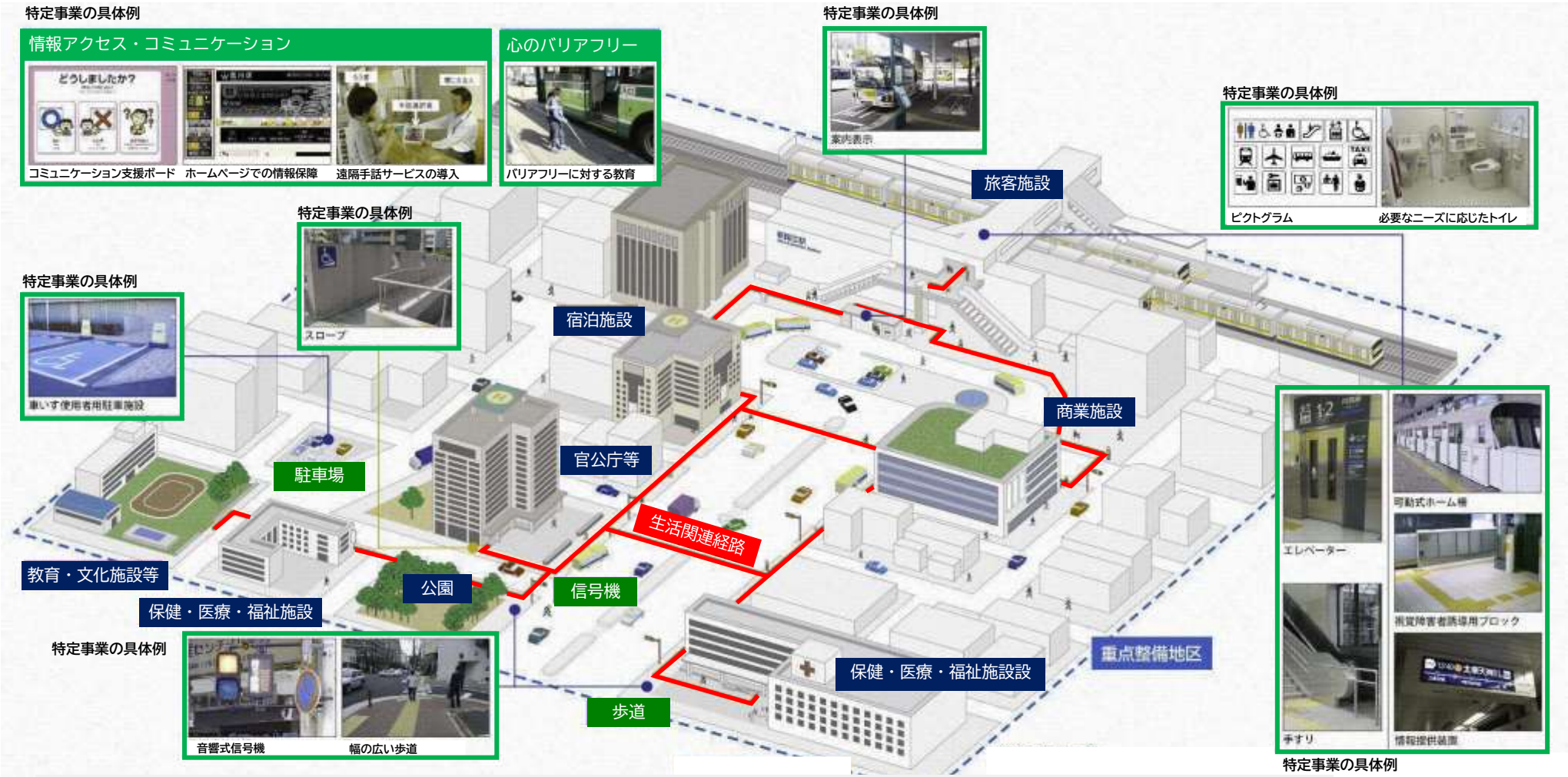
施設の完成後においても、区は各事業者と連携し、高齢者、障がい児・者、子育て中の方等の利用者と共に、施設の利便性等のチェックを行い、より使いやすい施設となるよう改善に取り組みます。

さらに今後、バリアフリー法第２５条の２を踏まえ、まちの状況に大きな変化が生じた場合やバリアフリーに関する法令改正や技術開発が進められた場合など、必要に応じて地区内の各施設管理者に対して、一層のバリアフリー化への協力を求めるとともに、地区別計画や特定事業計画の見直しについても協議や調整を図っていきます。

地区別計画で定める内容及び地区別計画策定後の進め方



（参考）重点整備地区内の重点的かつ面的なバリアフリー化のイメージ



【地区別計画の内容】

ア　バリアフリー化の現状と課題の確認

イ　バリアフリー化の基本的な方針の設定

ウ　バリアフリー化する施設・経路・区域の設定

（ア）生活関連施設　施設名

（イ）生活関連経路

（ウ）重点整備地区の区域

エ　生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

（ア）特定事業の方向性の設定

（イ）目標時期の設定

（出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より一部説明を加筆）

第２章　竹の塚周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

１　地区別計画（竹の塚周辺地区）の策定にいたる経緯

竹の塚周辺地区では、現在、エリアデザイン計画を検討中であり、令和５年３月にエリア全体の方針を整理した「まちづくりの基本的な考え方」を、令和７年５月には駅周辺の「まちの顔づくり」のための論点を整理した「まちづくりの基本的な考え方２」を公表しました。これらの考え方に基づき”竹ノ塚駅の東西一体【人が主役のまちづくり】”をコンセプトに、駅前にゆとりある公共空間を創出することで回遊性が高く、魅力的で活気のある「暮らしのまち」を目指し、ウォーカブルなまちづくり（居心地が良く歩きたくなるまちづくり）に取り組んでいます。

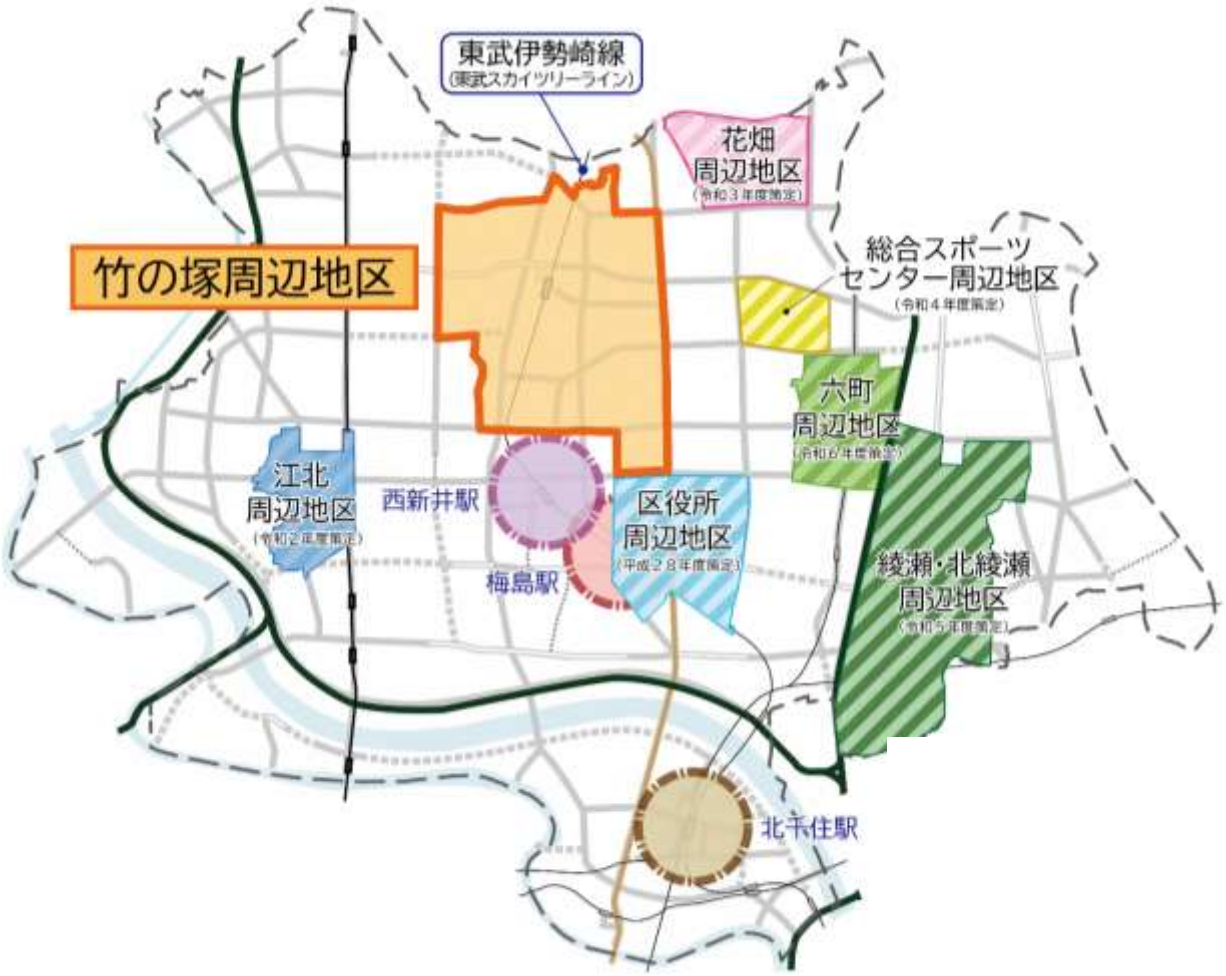
このため、竹の塚周辺地域においては、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設と、それら施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施することの必要性が高まっており、「足立区バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）」の策定に至りました。

区内の主要な鉄道駅周辺と竹の塚周辺地区における地区別計画策定を検討する時期※ について

地区名	検討を開始すべき主な要素	**検討を開始する時期**
竹ノ塚駅周辺地区	①　連続立体交差事業の完了 ②　竹の塚エリアデザインの考え方策定	連続立体交差事業の完了後の駅周辺の地区まちづくり計画改定（令和８年７月）にあわせて
北千住駅周辺地区	①　駅構内及び駅周辺の経路・動線についての課題解決の方向性の確定 ②　東口に接する商店街通りの拡幅整備の目途 ③　北千住エリアデザイン計画の策定	関係者と協議や調整を行い、バリアフリー事業について一定の見通しが明らかになった段階
西新井駅周辺地区	①　西口駅前広場の改修の方向性が確定 ②　西新井エリアデザイン計画の策定	地区計画の策定等、駅周辺のまちづくり計画の策定にあわせて

※上位計画「足立区バリアフリー推進計画」Ｐ３１の表において時点修正等を行い、作成しました。

地区別計画の策定状況



重点整備地区

＜地区別計画 策定済＞

	区役所周辺地区	平成28年度策定
	江北周辺地区	令和2年度策定
	花畑周辺地区	令和3年度策定
	総合ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ周辺地区	令和4年度策定
	綾瀬・北綾瀬周辺地区	令和5年度策定
	六町周辺地区	令和6年度策定
	本計画により策定	令和8年度策定（予定）

都市計画道路

- 完成路線
- 事業中路線
- 優先整備路線
- その他の計画道路

- 国道
- 首都高
- 鉄道

令和8年10月現在

第３章　竹の塚周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

１　竹の塚周辺地区のバリアフリーの現状と課題

（１）竹の塚周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化

竹の塚周辺地区は、区の北部に位置し、今後、地区別計画の策定が予定されている西新井駅周辺地域と隣接しています。地区の中央には東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）竹ノ塚駅が立地しています。また地区内には主要な道路として、都道４６１号（尾竹橋通り）、都道１０３号（旧日光街道）、国道４号線（日光街道）が南北方向に走っています。

令和６年３月に連続立体交差事業が完了し、竹ノ塚駅を中心とした約１．７㎞の区間が立体的に高架化され、区道にあった２か所の踏切が除却されました。

竹の塚周辺地区では、駅周辺を中心としたウォーカブルなまちづくりが行われており、交通広場等の駅前空間の再生や高架下商業施設などの新規施設の整備時には、ユニバーサルデザインに配慮した施設となるような取り組みが実施されています。

それらに合わせて、本計画によって既存施設や道路等のバリアフリー化の事業を計画し、順次実施することで、地区全体の面的なバリアフリー化を進めます。

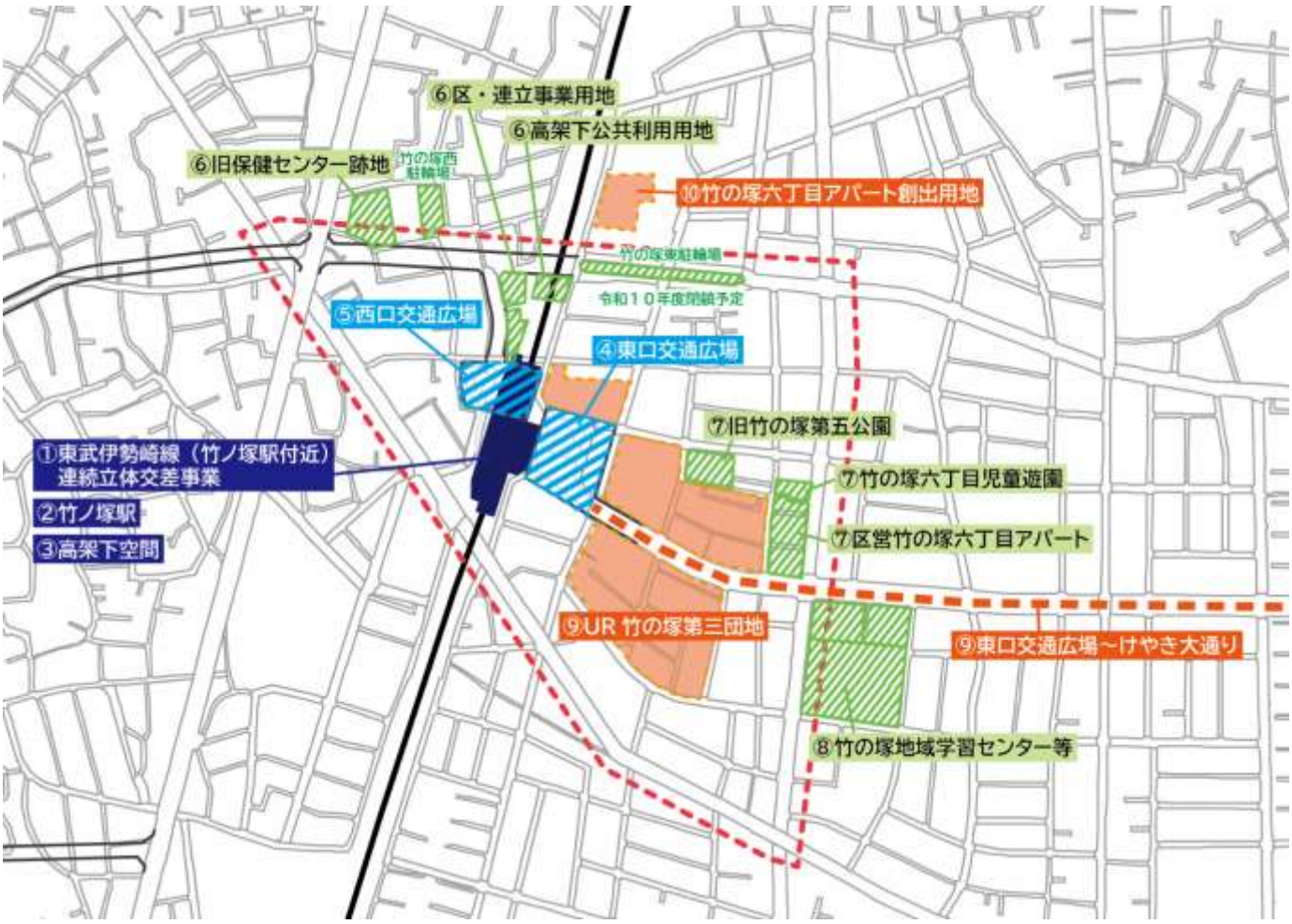
竹の塚周辺地区の主な事業

	事業実施箇所 （検討中を含む）	各種計画に記載の整備方針・趣旨	スケジュール
①	東武伊勢崎線(竹ノ塚駅付近)連続立体交差事業	約１．７㎞の区間において鉄道を連続的に高架化、踏切２か所を除却	完了済
②	竹ノ塚駅	だれもが使いやすいトイレ、２０人乗りエレベーター、ウォークインカウンター、ホームドア設置 等	令和４年３月 供用開始
③	高架下空間	高架下空間を活用した商業・業務施設等の整備（高架下商業店舗「ＥＱＵｉＡ（エキア）竹ノ塚」）	令和６年５月 オープン
人中心の駅前空間づくり			
④	東口交通広場	ＵＲ団地のストック再生と連動した駅前空間の再生	令和１６年度 竣工（予定）
⑤	西口交通広場	補助２６１号線（舎人公園通り）整備と連動した駅前空間の再生	令和７年２月 暫定整備完了

	事業実施箇所 （検討中を含む）	各種計画に記載の整備方針・趣旨	スケジュール
目的地となる拠点づくり・活動づくり			
⑥	ア　高架下公共利用用地 イ　区・連立事業用地 ウ　旧保健センター跡地	ア たけのつカー＆パークとして整備 イ 竹の塚東自転車駐車場の代替自転車駐車場の整備 ウ 補助 ２６１ 号線（舎人公園通り）整備と連動したまちづくり活用	ア 令和８年４月供用開始 イ 令和１０年度運用開始予定
⑦	旧竹の塚第五公園、竹の塚六丁目児童遊園、区営竹の塚六丁目アパート	ＵＲ団地のストック再生と連動した区有地のまちづくり活用	
⑧	竹の塚地域学習センター等	施設のあり方・活用検討	
歩行者と自転車が共存する環境づくり			
⑨	東口交通広場～けやき大通り	ＵＲ竹の塚第三団地ストック再生＋駅前空間の再生 交通広場～けやき大通りの一体整備	
⑩	都営竹の塚六丁目アパート創出用地	周辺まちづくりとの連携を検討	
その他			
⑪	区営伊興五丁目アパート、区営伊興町本町第２アパート、区営伊興町前沼アパート	集約建て替え検討、創出用地のまちづくり活用	
⑫	竹の塚五丁目広場（公園整備予定地）	都市計画公園に位置付け	令和９年度整備予定
⑬	UR竹の塚第一・第二団地	地域活性化のためのまちづくり	
⑭	補助第２６１号線（舎人公園通り）	都市計画道路（事業中）	平成２９年～
⑮	補助第２５０号線	都市計画道路	
⑯	無電柱化	足立区無電柱化推進計画に基づく区道の無電柱化	平成２８年～
⑰	都道BF推進計画 優先整備路線	令和７年３月策定の「第２次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき都道をバリアフリー化	

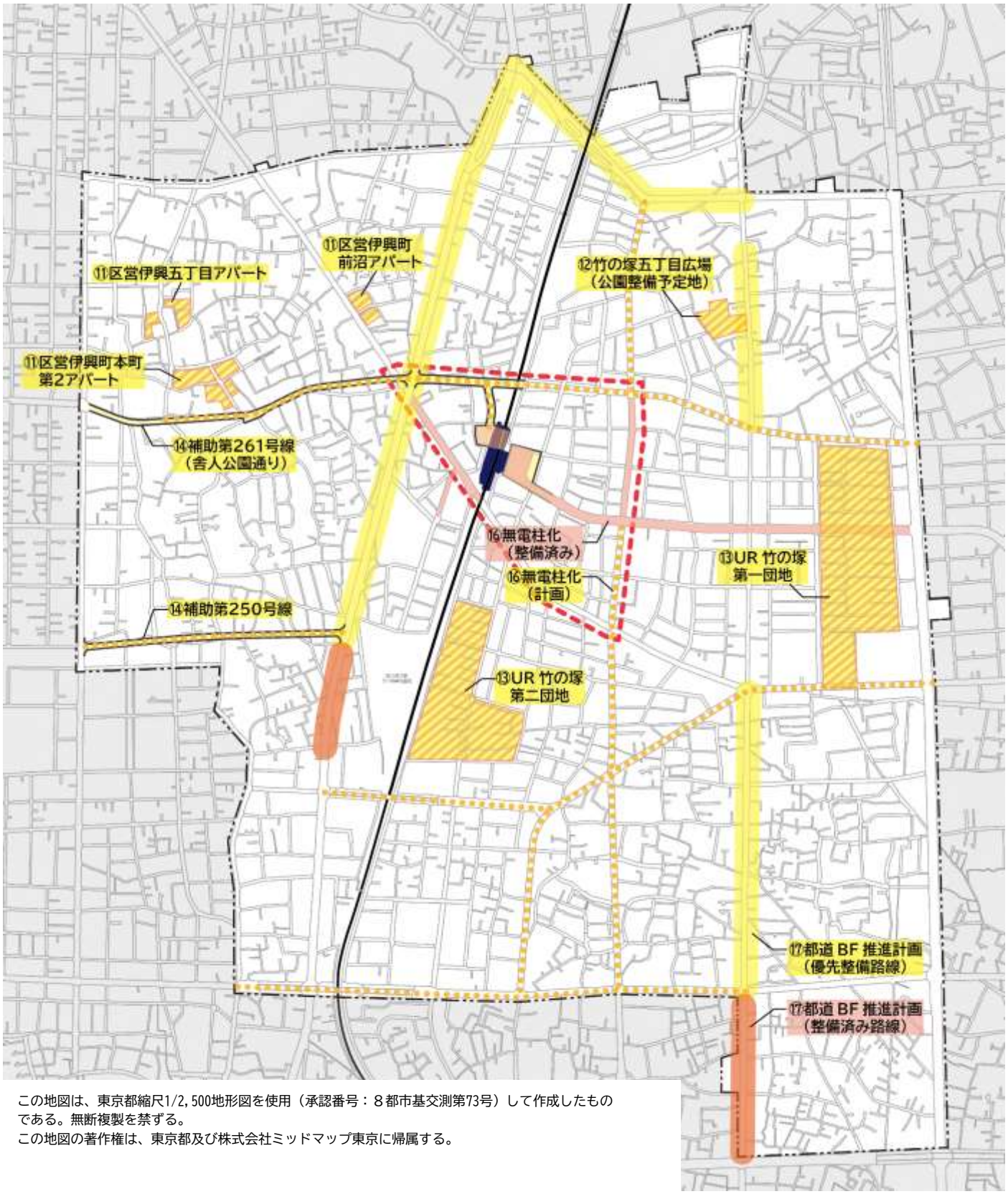
※ 事業実施箇所については、 次ページの地図を参照。
上表①～④はスケジュールの順に記載しています。

竹の塚周辺地区の主な事業（①～⑩）



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：８都市基交測第73号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

竹の塚周辺地区の主な事業（⑪～⑰）



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：８都市基交測第73号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

（２）竹の塚周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

竹の塚周辺地区のバリアフリー化の課題を整理するため、地区内の公共交通や道路、公園等を対象に、障がい者団体や区内関係団体、地元住民等で構成する区民部会が、令和７年１０月にまち歩き点検を行いました（詳細は７５ページの資料４を参照）。

また、本地区は策定対象範囲が広域に及ぶことから、駅前空間を核とする「ウォーカブルエリア」と、その周囲の「周辺エリア（ネットワーク形成エリア）」の２つの区域（ゾーン）に区分してまち歩き点検を実施し、課題整理を行いました。

まち歩き点検での指摘や要望等を踏まえ、各施設のバリアフリーの現状や課題を整理した結果を以下に示します。

竹の塚周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

対象施設		バリアフリー化の現状と課題
種別	内容	
公共交通	鉄道駅（ウォーカブルエリア）	竹ノ塚駅には、エレベーター、バリアフリートイレ、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されている。
	バス停（ウォーカブルエリア／ネットワーク形成エリア）	法令等により設置不可能な場所※を含め、多くのバス停で上屋やベンチが設置されていない。 ※　歩行に十分な歩道幅員が確保できない場所など。
		高齢者、障がい者等が座りにくい形状のベンチがある。
道路等（ウォーカブルエリア／ネットワーク形成エリア）	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。
	歩道の平坦性	歩道が傾斜しておりベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。
		歩道と車道の境目の段差が大きい箇所がある。
		建物入口等の切り下げにより、歩道が波打っている箇所がある。
	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所や、マンホール等で一部欠けている箇所がある。
	電柱	歩道上や路側帯の白線の内側に電柱があり、通行部分が狭くなっている箇所がある。
	横断歩道	主要な施設の付近など、歩行者の利用が多い交差点には横断歩道が設置されていると安心。
	信号機等	交差点で、信号や視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。
	路面標示	路面の標示がかすれていたり、破損している箇所がある。 ※　日常の維持管理等で対応可能な箇所を含む。

※　施設・路線ごとの具体的な点検結果は、７５ページ以降（資料編）をご参照ください。
　　また、課題に対する取り組みについては、３４ページ以降（第３章-３-(５)）をご参照ください。

対象施設		バリアフリー化の現状と課題
種別	内容	
公園 ウォーカブルエリア ネットワーク形成エリア	出入口や園路	出入口に急な坂、凹凸、車止め、階段等があり簡単に入れない箇所がある。
		園路などに段差や凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等で移動しづらい箇所がある。
	トイレ	バリアフリートイレがない公園がある。
		トイレの入口前に段差や狭いスロープがある、トイレ入口周辺が舗装されていない公園がある。
		女性用トイレがないなど、防犯上の配慮が必要な箇所がある。
	施設	水飲み場の蛇口が誰もが利用しやすい形状になっていない公園がある。
		ベンチや遊具が古かったり汚れている公園がある。 ※　日常の維持管理等で対応可能な箇所を含む。
建築物 ウォーカブルエリア ネットワーク形成エリア	出入口	周辺の道路から出入口まで視覚障がい者誘導用ブロックが連続して設置されていない施設がある。
		出入口前が狭かったり、駐輪によって見通しが悪くなっている施設がある。
	トイレ	バリアフリートイレ内の洗面台の足元に物が置かれていたり、狭くて車いすで使いづらい施設がある。
	案内表示	階数表示がなかったり、室名表示が小さくて分かりにくい施設がある。
その他 ウォーカブルエリア ネットワーク形成エリア	歩道	歩道上に雑草や植木、ゴミの収集場所、看板等がはみ出し、通行しにくい箇所がある。 ※　日常の維持管理等で対応可能な箇所を含む。
	自転車	歩道にはみ出して停めている自転車や、車道を逆走する自転車がいる。

※　施設・路線ごとの具体的な点検結果は、７５ページ以降（資料編）をご参照ください。
　　また、課題に対する取り組みについては、３４ページ以降（第３章-３-（５））をご参照ください。

２　竹の塚周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

竹の塚周辺地区の面的なバリアフリー化に向け、第３章の１で整理したバリアフリー化の現状と課題に基づき、バリアフリー法等の法令・基準を踏まえて、ウォーカブルエリアとネットワーク形成エリアの２つの区域（ゾーン）区分のもと、共通方針及びエリア別方針を以下のとおり設定し、計画を策定していきます。

なお、このバリアフリー化の基本的な方針は、６ページで示した竹の塚周辺地区における生活関連施設、生活関連経路を管理する事業者（例えば、足立区、東京都などの地方公共団体など）を対象としています。

竹の塚周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

１　重点整備地区全体の共通方針

ハード・ソフト一体によるバリアフリー環境の充実

ウォーカブルエリア及びネットワーク形成エリアの双方において、施設や道路のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動や意思疎通、情報取得等を支援するため、施設管理者や職員の接遇・介助水準の向上に向けた研修の実施など、ソフト面の取組を推進し、誰もが安全・安心に移動できる環境の形成を図る。

２　ウォーカブルエリアの方針

駅前空間を核とした重点的・一体的なバリアフリー化の推進

竹ノ塚駅を中心とした徒歩圏のウォーカブルエリアにおいては、不特定多数の人が利用する施設とそれらを結ぶ道路を対象に、「エリアデザイン」等の関連計画と連携・整合を図りながら、回遊性の向上に資する切れ目のないバリアフリー化を重点的に推進する。

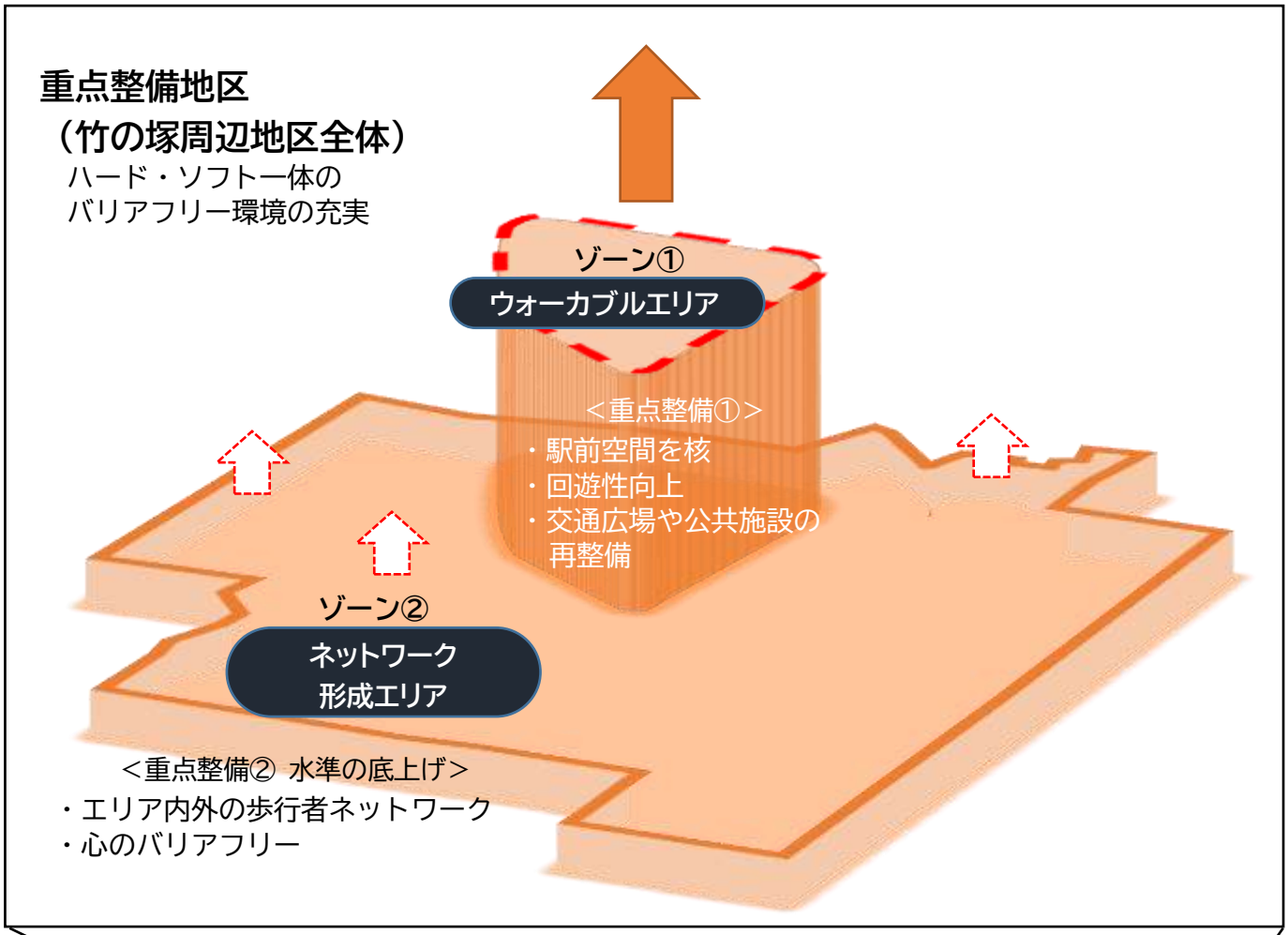
３　ネットワーク形成エリアの方針

歩行空間ネットワークの形成と地区全体の水準の底上げ

ウォーカブルエリアの周囲に広がるネットワーク形成エリアにおいては、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等が公共交通から周辺施設へ円滑に移動できるよう、エリア内外をつなぐ歩行空間ネットワークの形成を図るとともに、「心のバリアフリー※」の推進等により、地区全体のバリアフリー水準の底上げを図る。

※　様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

ゾーン区分の考え方による推進　イメージ図





3　生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

（1）生活関連施設の設定

第１章２（２）アの通り、竹の塚周辺地区におけるバリアフリー化する対象の施設である生活関連施設を下表のとおり設定します。

竹の塚周辺地区の生活関連施設の一覧

○：区の施設

生活関連施設		エリア	竹の塚周辺地区内の対象となる施設
種別	種類		
公共交通	特定旅客施設	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	竹ノ塚駅
			バス停
		NW形成	バス停
公園	都市公園・緑地等	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	○　竹の塚第六公園
			○　竹の塚第七公園
			○　竹の塚六丁目児童遊園
		NW形成	○　西保木間第二公園
			○　白旗塚史跡公園
			○　竹北公園
			○　伊興北の根公園
			○　伊興ファミリー公園
			○　竹の塚五丁目広場（公園整備予定地）
			○　竹の塚第一公園
			○　伊興四丁目公園
			○　はやぶさ公園
			○　前沼公園
			○　竹の塚第二公園
			○　西保木間一丁目公園
			○　伊興三丁目公園
			○　竹の塚第四公園
			○　竹の塚第三公園
			○　大境公園
			○　竹の塚第八公園
			○　諏訪木東公園
			○　保木間公園
			○　竹の塚第九公園
			○　六月中央公園

※ 施設については、31ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

生活関連施設		エリア	竹の塚周辺地区内の対象となる施設
種別	種類		
公園	都市公園・緑地等	NW形成	○　六月やすらぎ公園
			○　六月町公園
			○　栗原北公園
			○　栗六公園
			○　新六月公園
			○　六月一丁目公園
			○　島六ふれあい公園
			○　栗原中央公園
			○　栗原町公園
			○　石塚公園
			○　島根中堀公園
			○　島根北厨子公園
			○　島根公園
建築物	公共施設	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	○　竹の塚地域学習センター
			○　竹の塚区民事務所
			○　足立福祉事務所北部福祉課
			○　竹の塚障がい福祉館
			○　竹の塚駅前公衆便所
		NW形成	○　悠々会館
			○　伊興住区センター
			○　渕江住区センター
			○　伊興区民事務所
			○　伊興地域学習センター
			竹の塚警察署
			○　竹の塚六月住区センター
			○　栗原北住区センター
			○　島根住区センター
	文化・スポーツ施設	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	○　竹の塚図書館
		NW形成	○　伊興図書館
			○　スイムスポーツセンター（うきうき館）
			○　伊興地域体育館

※ 施設については、31ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

生活関連施設		エリア	竹の塚周辺地区内の対象となる施設
種別	種類		
建築物	保健・福祉施設	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	○ 竹の塚保健センター
			○ 子育てサロン竹の塚
		NW形成	希望の苑
			竹の塚ひまわり園
			特別養護老人ホームウエルガーデン伊興園
			○ 地域包括支援センター伊興
			就労移行支援事業所フォーム竹の塚
			○ 子育てサロン六月
			○ 特別養護老人ホーム六月
			○ 軽費老人ホームケアハウス六月
			○ 地域包括支援センター六月
	医療機関等	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	竹の塚駅前クリニック内科小児科皮膚科
			角耳鼻咽喉科医院
		NW形成	なの花薬局東伊興店
			ひつじ救急クリニック
			苑田第三病院
			井上病院
			井上クリニック
			苑田第二病院
			わしざわ整形外科
			ライフ薬局増田橋店
			松﨑医院
			スギ薬局足立六月店
	商業施設	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	東武ストア竹ノ塚店
			EQUiA竹ノ塚
			ピーくんPlaza
			西友竹の塚店
		NW形成	ケーズデンキ足立竹の塚店
			ヤマダデンキ足立竹の塚店
			まいばすけっと足立六月３丁目店
			マミーマート足立島根店
			西友足立島根店
			ウエルシア足立島根店

※ 施設については、31ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

生活関連施設		エリア	竹の塚周辺地区内の 対象となる施設
建築物	金融機関等	NW形成	瀧野川信用金庫竹の塚支店
	郵便局	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	足立西竹の塚郵便局
		NW形成	足立西保木間郵便局
			足立北郵便局
			六月町郵便局
	教育施設等	NW形成	○　西保木間小学校
			○　伊興中学校
			○　伊興小学校
			○　渕江小学校
			○　第十四中学校
			○　西伊興小学校
			○　保木間小学校
			○　竹の塚小学校
			○　六月中学校
			○　栗原北小学校
			○　中島根小学校

※ 施設については、31ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

（２）生活関連経路の設定

第１章２（２）イで示した通り、以下のような区道や都道の道路等を竹の塚周辺地区における生活関連経路に設定します。

ア　生活関連施設同士を結ぶ経路 イ　生活関連施設と最寄りの駅またはバス停とを結ぶ経路 ウ　できる限り歩道のある経路

なお区では生活関連経路を「主要経路」及び「ネットワーク経路」に分類して示します。

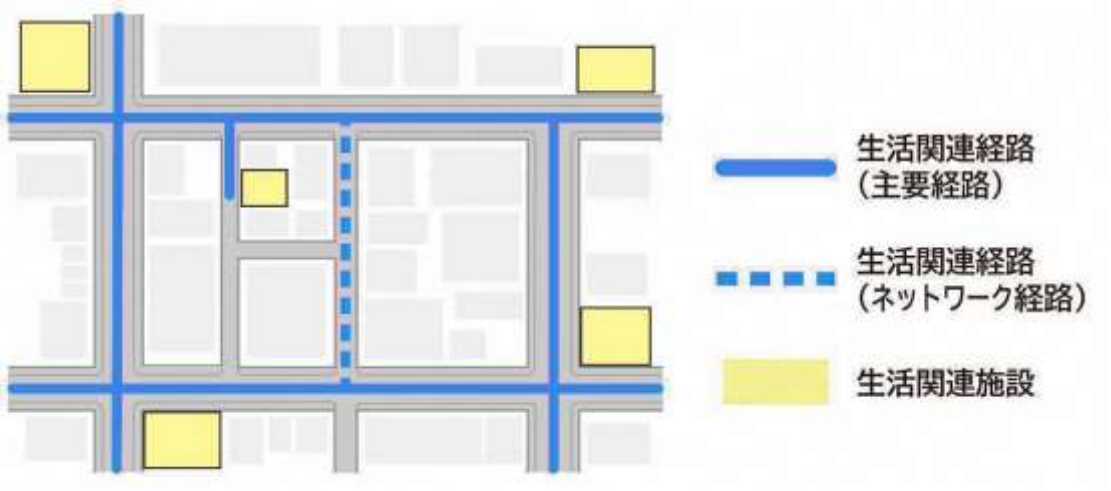
主要経路

バリアフリー化の優先度が高く、歩道や準歩道等により歩行空間を連続的に確保できる経路、又は確保を検討している経路

ネットワーク経路※

バリアフリー化の優先度としては低い、又は歩道や準歩道等はないが、大きな迂回が生じないよう、移動のしやすさ、災害時の人員・物資輸送などの観点からネットワーク性を高めるために必要な経路

主要経路及びネットワーク経路のイメージ



※経路のネットワーク性を高めることにより、目的地までより近い経路を選択して移動したり、災害等で一部の道が通行できなくなった場合にも別の経路を選択して移動したりすることができます。

竹の塚周辺地区の生活関連経路は、次ページの表のとおりです。

竹の塚周辺地区の生活関連経路の一覧

○：ネットワーク経路が含まれる路線

生活関連経路			生活関連経路となる道路	
種別	エリア	管理区分		
道路	ｳｫｰｶﾌﾞﾙ	足立区	足立２号（赤山街道）	
			足立１５号（竹の塚センター通り）	
			足立１６号（舎人公園通り）	
			足立１７号（けやき大通り）	
			舎人２８２号	
			舎人２８３号	
			舎人４９７号	
			舎人９５１号	
			竹の塚１３８号	
			竹の塚１４２号	
			竹の塚１４３号	
			竹の塚１４７号	
			竹の塚１５０号	○
			竹の塚１６９号	○
			竹の塚１７６号（カリンロード）	○
			竹の塚１７８号	
			竹の塚１７９号	
			竹の塚１８０号	○
			竹の塚２１６号	
	NW形成	国	国道４号線（日光街道）	
		東京都	都道１０３号（旧日光街道）	
			都道４６１号（尾竹橋通り）	
		足立区	足立１号（舎人公園北通り）	○
			足立３号（大師北参道）	
			足立４号	○
			足立５号	○
			足立６号（環七北通り）	
			足立１１号	
			足立１８号	○
			足立２０号	

国道、都道、区道及び道路番号の順で記載

○：ネットワーク経路が含まれる路線

生活関連経路			生活関連経路となる道路	
種別	エリア	管理区分		
道路	NW形成	足立区	舎人１９１号	○
			舎人２１２号	○
			舎人２４１号	○
			舎人２４５号	○
			西新井１１７号	○
			西新井１２９号	○
			西新井１３１号	○
			西新井１４２号	○
			西新井１６１号	○
			西新井１６３号	○
			西新井１６７号	○
			西新井１６９号	○
			西新井１７４号	○
			西新井１７７号	○
			西新井１８３号	○
			西新井２２３号	
			西新井２５４号	○
			西新井２６５号	○
			西新井３６１号	○
			西新井３６２号	○
			西新井４４９号	○
			西新井４６７号	○
			竹の塚１０９号	○
			竹の塚１４６号	○
			竹の塚１４９号	○
			竹の塚１５４号	○
			竹の塚１６５号	
			竹の塚１９９号	○
			竹の塚２００号	○
			竹の塚２０７号	○
			竹の塚２１１号	○

国道、都道、区道及び道路番号の順で記載

○：ネットワーク経路が含まれる路線

生活関連経路			生活関連経路となる道路	
種別	エリア	管理区分		
道路	NW形成	足立区	竹の塚２１９号	○
			竹の塚２３９号	○
			竹の塚２４１号	○
			竹の塚２４２号（栗六通り）	
			竹の塚２５３号	○
			竹の塚２５７号	
			竹の塚２５８号	○
			竹の塚２６１号	○
			竹の塚２６６号	○
			竹の塚２７０号	○
			竹の塚２７４号	○
			竹の塚２７６号	
			竹の塚２８１号	○
			竹の塚２８４号	○
			竹の塚２８８号	○
			竹の塚２９３号	○
			竹の塚２９７号	○
			竹の塚３０３号	○
			竹の塚３０４号	○
			竹の塚３０９号	○
			竹の塚３１２号	○
			竹の塚３４９号	○
			竹の塚３７６号	○
			竹の塚３７９号（花畑フラワーロード）	
			竹の塚３９６号	○
			竹の塚４１２号	
			竹の塚４１３号	
			竹の塚４１５号	
			竹の塚４３３号	

国道、都道、区道及び道路番号の順で記載

生活関連経路の総延長：約４０，９２６m
（うち主要経路：約２５，４３５m、ネットワーク経路：約１５，４９１m）

（3）重点整備地区の区域の設定

第１章２（２）ウに示した内容に従って、以下の条件をもとに、竹の塚周辺地区における重点整備地区（地区別計画策定）区域を定めます。

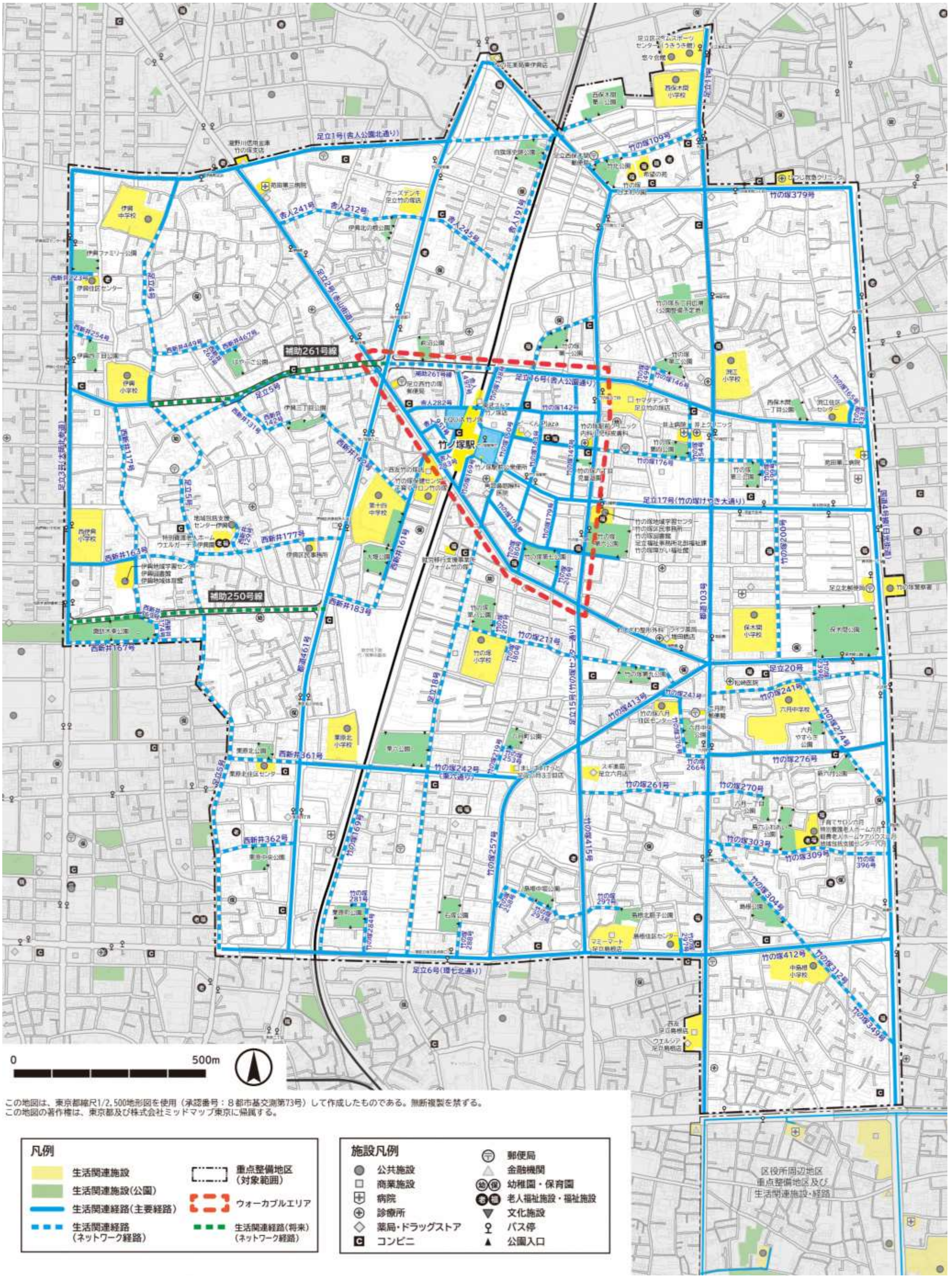
竹の塚周辺地区における重点整備地区の区域の条件

ア　竹ノ塚駅を中心としたウォーカブルエリア※ 及びその周辺部の公共施設等や幹線道路が多い徒歩圏（半径1，０００m程度）の区域とする
イ　河川や幹線道路、町（丁）の境界等の区画を考慮する
ウ　町（丁）の境界に関係なく、地区内の生活に関連した生活関連施設及び生活関連経路を含めた範囲とする

※　ウォーカブルエリア：居心地が良く歩きたくなる歩行者環境の充実を図る区域。竹の塚周辺地区においては、駅を中心とした幹線道路に囲まれたエリア。

本計画の重点整備地区（面積：約４３７ha）は、３１ページ（ ▬▪▪▬ 線部）の範囲とします。

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：８都市基交測第73号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

（４）生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定

第１章２（３）に沿って、第３章１で整理した地区内のバリアフリー化の現状と課題を前提に、生活関連施設・経路等のバリアフリー化を実施する特定事業等の各事業主体に対し、それぞれの方向性及び目標時期を、以下のとおり示します。

ア　生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた方向性の提示

バリアフリー化に向けて、周辺環境の状況や物理的及び予算等による制約等に鑑み、実施することが可能な範囲や方向性を各施設ごとに定めます。

イ　生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の目標時期の設定

本計画における事業完了の目標時期は、本計画で定義している「短期」「長期」を基本とします。

その一方で、現時点では、バリアフリー化を実施するために必要な用地などがない等の理由によりバリアフリー化が困難な施設や、バリアフリー化の実施時期が未確定な施設、また本計画策定前に、既にバリアフリー化されている施設などもあります。

これらの状況を踏まえ、本計画の目標時期について以下のように定めます。

短　期　短期（おおむね５年以内）での事業完了を目標に実施する事業
長　期　短期では事業完了できないが、長期的な取組みにより事業完了を目指す事業

優先度を考慮して順次

（ア）バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設
（イ）バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設
（ウ）現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設

（5）ハード面※のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等、誰もが安全かつ円滑に利用できる生活関連施設及び経路とするため、各施設の現状や課題を確認し、バリアフリー化を実施する特定事業の設定を行います。

※ハード面：施設や設備、道路といった形ある要素を指す。

ア　公共交通特定事業（鉄道）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
竹ノ塚駅	東武鉄道	バリアフリートイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されており、駅出入口からホームまでバリアフリー化された経路が整備されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等も含め誰もが円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行います。	優先度を考慮して順次 ○	○

イ　公共交通特定事業（バス）

足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている点を考慮した上で、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス停（竹ノ塚駅東口）	再開発事業者（※）・バス事業者	東口駅前広場のバス停には、上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されているが、誰もが安全かつ円滑に利用できるように更に改善をするとよい。	東口駅前広場の再整備を進めるにあたり、歩行者空間を確保し、円滑に乗降できるバス停を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
バス停	バス事業者	上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていないバス停がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮するとともに、今後の歩行者空間の整備や改修の機会を捉えながら、円滑に乗降できるバス停を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
バス		足立区総合交通計画において、バス停や車両の利用環境の向上について計画が示されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方等も含め誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。	優先度を考慮して順次 ○	○

※　足立区、都市再生機構（ＵＲ）、東武鉄道の３者が連携し、東口駅前広場において予定している市街地再開発事業として進めるもの。

ウ　道路特定事業（ウォーカブルエリア）（４７ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立２号（赤山街道）	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
足立１５号（竹の塚センター通り）	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
足立１６号（舎人公園通り）	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立１７号（竹の塚けやき大通り）	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。		○
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
舎人２８２号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
舎人２８３号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
舎人４９７号	足立区	道路全体	歩車道境界ブロックが設置されていない箇所があるが、歩道の幅員・勾配が確保され、視覚障がい者誘導用ブロックが連続して設置されている（暫定整備中）。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等も含め誰もが円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新又は本格整備を行います。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
舎人９５１号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚１３８号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚１４２号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚１４３号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚１４７号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
竹の塚１５０号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚１６９号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚１７６号（カリンロード）	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。		○
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、無電柱化や電柱移設等について検討を行います。		○
竹の塚１７８号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
竹の塚１７９号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚１８０号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の道路幅員・形状等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉え、ウォーカブルエリアとして歩行者の回遊性の向上にも配慮しながら、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○

エ　道路特定事業（ネットワーク形成エリア）（４７ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
国道４号	国土交通省	道路全体	歩道の適切な段差や勾配が確保され、視覚障がい者誘導用ブロックが連続して設置されている。	適切に維持更新を行います。	優先度を考慮して順次 必要に応じて	
都道１０３号（旧日光街道、花畑フラワーロード他）	東京都	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
都道４６１号（尾竹橋通り）	東京都	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立１号 （舎人公園北通り）	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮し、改修の機会を捉え、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
足立３号 （大師北参道）	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
足立４号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮し、改修の機会を捉え、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。	優先度を考慮して順次 ○	○
足立５号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、無電柱化や電柱移設等について検討を行います。		○
足立６号 （環七北通り）	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等により、わかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立１１号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
足立２０号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
西新井１１７号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
西新井１６１号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
西新井１６３号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮し、改修の機会を捉え、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
西新井１６７号	足立区	歩道の幅員等	歩道が設置されておらず、道路全体の幅員が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮し、改修の機会を捉え、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
西新井２２３号	足立区	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○

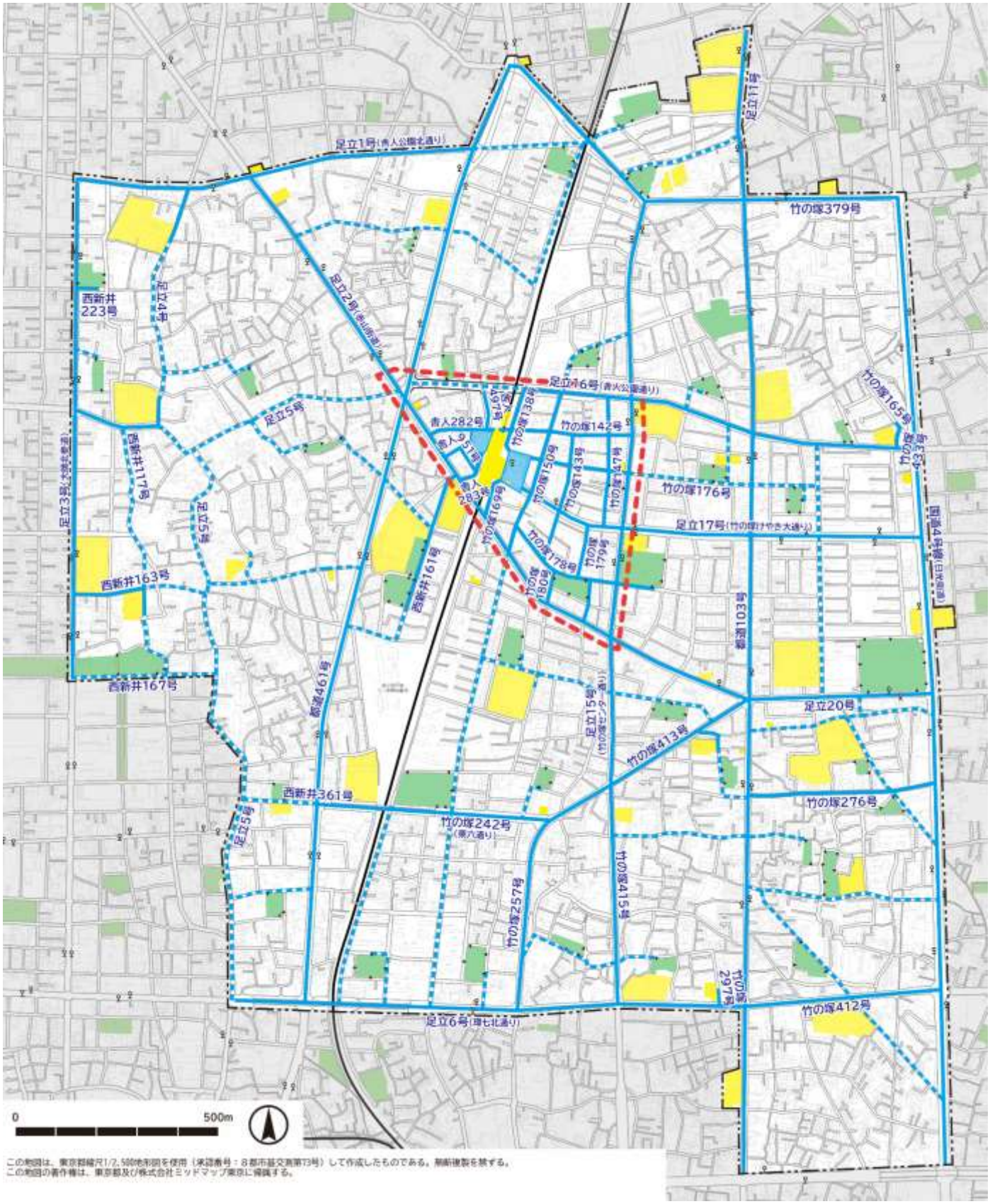
整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
西新井３６１号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮し、改修の機会を捉え、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚１６５号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚２４２号（栗六通り）	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚２５７号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		電柱	歩道に電柱または支線があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	通行部分が狭小な箇所等について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
竹の塚２７６号	足立区	道路全体	歩道の適切な段差や勾配が確保され、視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続して設置されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等も含め誰もが円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行います。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚２９７号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮し、改修の機会を捉え、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚３７９号（花畑フラワーロード）	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚４１２号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚４１３号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
竹の塚４１５号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等により、わかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚４３３号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない又は舗装がつぎはぎになっている箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○

道路特定事業箇所図

※下図のうち、路線番号の記載がある道路が特定事業に該当します。



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：8都市基交測第73号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

オ　交通安全特定事業

今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

なお、交通安全特定事業を実施する路線や実施時期については、別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備地区内	東京都公安委員会	信号機及びエスコートゾーン	交差点等で、エスコートゾーンや音響機能付信号などが設置されていない個所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック等の設置状況や周辺の交通状況等を勘案し、必要に応じてエスコートゾーンの整備や音響機能付信号機を設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		交通規制標識路面標示	反射材料等を用いた道路標識（規制標識）や道路標示を設置し、誰もが安全に通行できる道路とする必要がある。	高輝度な道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施します。	優先度を考慮して順次 ○	○

カ　公園特定事業（都市公園）（ウォーカブルエリア）（６２ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
竹の塚第六公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。	○	○
竹の塚第七公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。			
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。	○	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。	○	○
竹の塚六丁目児童遊園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○

キ　公園特定事業（都市公園）（ネットワーク形成エリア）（６２ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
西保木間第二公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
白旗塚史跡公園	足立区	園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配･段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
竹北公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		○
伊興北の根公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
竹の塚第一公園	足立区	トイレ	トイレ全体の機能を充実させる必要がある。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
はやぶさ公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
前沼公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
竹の塚第二公園	足立区	トイレ	トイレ全体の機能を充実させる必要がある。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
西保木間一丁目公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
伊興三丁目公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配･段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み･手洗い場を設置します。		○
竹の塚第四公園	足立区	トイレ	トイレ全体の機能を充実させる必要がある。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
竹の塚第三公園	足立区	園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配･段差を確保します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		トイレ	バリアフリートイレの機能を充実させる必要がある。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次 ○	○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
大境公園	足立区	園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
竹の塚第八公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○
諏訪木東公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
竹の塚第九公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
六月中央公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
六月やすらぎ公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○
六月町公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。			
		トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
栗原北公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。			
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		○
栗六公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
新六月公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
六月一丁目公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○
栗原中央公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○
栗原町公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
石塚公園	足立区	出入口	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配･段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの適正配置を踏まえ、更新または改修する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
島根中堀公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	足立区緑の基本計画に基づいて、トイレの建替えの際に、機能の分散配置を踏まえて基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
		誘導用ブロック	主要な出入口からバリアフリートイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口からバリアフリートイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	優先度を考慮して順次	○
島根北厨子公園	足立区	公園全体	出入口、園路、施設等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して順次	○

ク　建築物特定事業（ウォーカブルエリア）（６２ページに箇所図）

地区内の公共施設は、それぞれの建築物において、東京都福祉のまちづくり条例や足立区公共施設等整備基準、足立区環境整備基準等の法令に沿って、ユニバーサルデザインに配慮して設計、建築を行っている施設が多数を占めています。この点を考慮した上で、今後、足立区環境整備基準や公共施設等整備基準等の基準等に基づき、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
ＥＱＵｉＡ竹ノ塚	東武鉄道	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設が整備されている。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設の維持更新を行います。	優先度を考慮して順次 ○	○
竹の塚保健センター・子育てサロン竹の塚	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、より安全・快適かつ円滑に移動・利用できる施設の維持更新を行います。	優先度を考慮して順次	○
		バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々も使いやすいように更に改善をするとよい。	法令や基準等の今後の改正や新たな要望等を考慮しながら、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等も安全かつ円滑に利用できるようトイレの維持更新を進めます。	優先度を考慮して順次 ○	○
		案内表示が目立たない、わかりにくいものがある。	誰に対しても、わかりやすい案内表示等を設置又は掲示します。	○	
竹の塚地域学習センター・竹の塚区民事務所・足立福祉事務所北部福祉課・竹の塚障がい福祉館・竹の塚図書館	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮するとともに、今後の再整備や改修の機会を捉えながら、安全・快適かつ円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して順次 ○	○
		受付に筆談で対応する表示があるとよい。	受付や窓口カウンターは、その一部を車椅子使用者が利用できる構造とするとともに、筆談用具を準備し、その旨を見やすい位置に表示します。	○	

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
西友竹の塚店	株式会社西友	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設が整備されている。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、より安全・快適かつ円滑に移動・利用できる施設の維持更新を検討します。	優先度を考慮して順次	○
竹の塚駅前公衆便所	足立区	トイレはあるが、地下にあるためバリアフリーになっておらず、高齢者、障がい児・者等の方々が使いづらい。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等が安全かつ円滑に利用できるトイレの設置を進めます。		○

ケ　建築物特定事業（ネットワーク形成エリア）（６２ページに箇所図）

ウォーカブルエリアと同様に、今後、足立区環境整備基準や公共施設等整備基準等の基準等に基づき、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
スイムスポーツセンター（うきうき館）	足立区	法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、より安全・快適かつ円滑に移動・利用できる施設の維持更新を行います。	優先度を考慮して順次	○
		令和３～５年度にかけて大規模改修工事を実施し、バリアフリートイレは整備されている。高齢者、障がい児・者等の方々も使いやすいように更に改善するとよい。	法令や基準等の今後の改正や新たな要望等を考慮しながら、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等も安全かつ円滑に利用できるようトイレの維持更新を進めます。	優先度を考慮して順次 ○	○
		案内表示が目立たない、わかりにくいものがある。	誰に対しても、わかりやすい案内表示等を設置又は掲示します。	○	
伊興地域学習センター・伊興図書館・伊興地域体育館	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、より安全・快適かつ円滑に移動・利用できるよう施設の維持更新を行います。	優先度を考慮して順次 ○	○
		バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々も使いやすいように更に改善をするとよい。	法令や基準等の今後の改正や新たな要望等を考慮しながら、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、女性の方、外国人の方等も安全かつ円滑に利用できるようトイレの維持更新を進めます。	優先度を考慮して順次 ○	○
		案内表示が目立たない、わかりにくいものがある。	誰に対しても、わかりやすい案内表示等を設置又は掲示します。	○	

公園特定事業・建築物特定事業箇所図

※下図のうち、施設名の記載がある公園・建築物が特定事業に該当します。



（6）ソフト面での特定事業の設定

ア　教育啓発特定事業

バリアフリー化に関する教育啓発活動の現状を踏まえ、今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備地区内	足立区	足立区バリアフリー推進計画において、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等ができるようにするための理解や協力を深める育成等について指針が示されている。	①事業者及び施設管理者等に対して、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を図るため、職員・従業員等に対する教育の充実を図るよう働きかけます。 ②取組内容の情報発信に理解と協力を促していきます。	○	○
			①区民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等への接し方や支援の方法を周知し、理解と協力を深めるよう働きかけます。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。	①区民に対して、視覚障がい者誘導用シートやブロック、バリアフリートイレ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかけます。 ②視覚障がい者誘導ブロックの上に物を置いている区施設については、改善に向けた対応を実施します。	○	○

イ　その他

今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備地区内	足立区	歩道	歩道上に雑草や植栽などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。	①歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、不法占用物に対する移動・撤去等の指導を行います。 ②区管轄外の道路においては道路管理者への働きかけを行います。	優先度を考慮して順次 ○	○
		自転車	歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。	①第１１次足立区交通安全計画で計画した自転車利用者の交通ルールの順守や走行マナーの向上の目標達成を目指し、普及啓発を進めます。	○	
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。		①障害者差別解消法により令和６年４月から事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受け、事業者が適切に対応できるよう、施設のバリアフリー化や、必要な設備・環境が整っていない場合における建設的対話による代替案の提示を行うなど、バリアフリー化の推進に努めるよう働きかけます。	○	○

資料編

資料１　地区の概況

１　公共交通

地区の中央には東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）竹ノ塚駅が立地しています。バスは、主要な通りを東武バス及び都営バスが運行しています。

また、シェアサイクルのサイクルポートがコンビニ等に複数設置されています。

２　道路

幹線道路としては、都道４６１号（尾竹橋通り）、都道１０３号（旧日光街道）、国道４号線（日光街道）が南北方向に走っています。

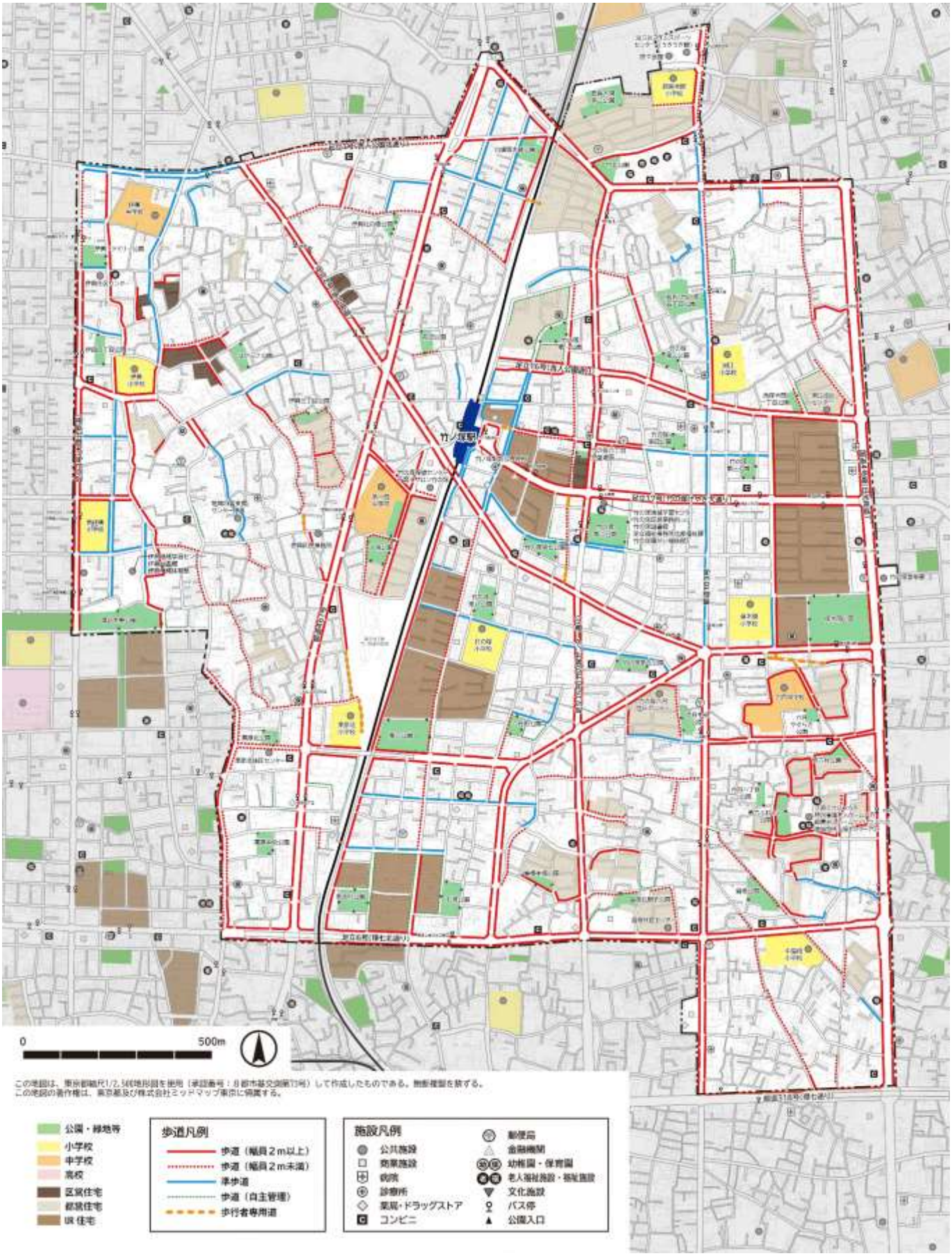
令和６年３月に連続立体交差事業が完了し、竹ノ塚駅を中心とした約１．７㎞の区間において鉄道が立体的に高架化され、区道にあった２か所の踏切が除却されました。

歩道は主要な道路に設置されていますが、一部で、幅が２m未満の箇所や、準歩道（車道と歩道が柵のみで区切られ、段差のないもの）や自主管理歩道が設置されています。

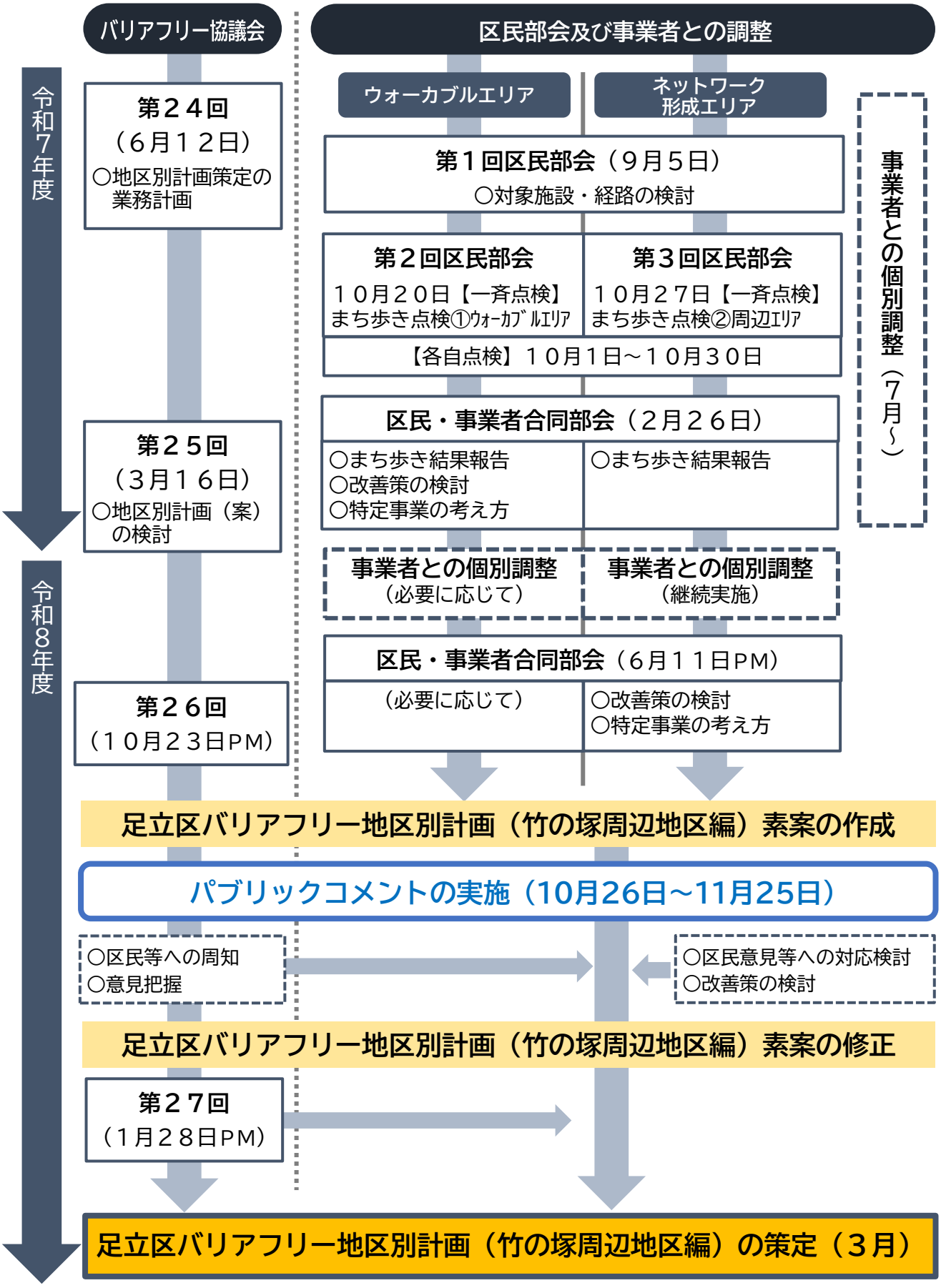
３　主要施設

地区北側には足立区スイムスポーツセンター（うきうき館）、中央には竹の塚保健センター、竹の塚地域学習センター、西側には伊興地域学習センターなどの公共施設が立地しています。

竹の塚周辺地区の概況


竹ノ塚駅
0
500m
公園・緑地等
小学校
中学校
高校
区営住宅
都営住宅
UR住宅
歩道凡例
歩道（幅員２ｍ以上）
歩道（幅員２ｍ未満）
準歩道
歩道（自主管理）
歩行者専用道
施設凡例
公共施設
商業施設
病院
診療所
薬局・ドラッグストア
コンビニ
郵便局
金融機関
幼稚園・保育園
老人福祉施設・福祉施設
文化施設
バス停
公園入口

資料２　検討の経緯


バリアフリー協議会
区民部会及び事業者との調整
令和７年度
第２４回
（６月１２日）
○地区別計画策定の業務計画
ウォーカブルエリア
ネットワーク形成エリア
第１回区民部会（９月５日）
○対象施設・経路の検討
第２回区民部会
１０月２０日【一斉点検】
まち歩き点検①ｳｫｰｶﾌﾞﾙｴﾘｱ
第３回区民部会
１０月２７日【一斉点検】
まち歩き点検②周辺ｴﾘｱ
【各自点検】１０月１日～１０月３０日
事業者との個別調整（７月～）
区民・事業者合同部会（２月２６日）
○まち歩き結果報告
○改善策の検討
○特定事業の考え方
○まち歩き結果報告
第２５回
（３月１６日）
○地区別計画（案）の検討
事業者との個別調整
（必要に応じて）
事業者との個別調整
（継続実施）
令和８年度
区民・事業者合同部会（６月１１日PM）
（必要に応じて）
○改善策の検討
○特定事業の考え方
第２６回
（１０月２３日PM）
足立区バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）素案の作成
パブリックコメントの実施（10月26日～11月25日）
○区民等への周知
○意見把握
○区民意見等への対応検討
○改善策の検討
足立区バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）素案の修正
第２７回
（１月２８日PM）
足立区バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）の策定（３月）

資料３　足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要

（1）足立区バリアフリー協議会の開催概要

足立区バリアフリー協議会では、竹の塚周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

バリアフリー協議会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第２４回 （令和７年６月１２日）	・　地区別計画（竹の塚周辺地区編）の策定着手について ・　地区別計画（区役所周辺地区編）の特定事業計画の実施状況について ・　地区別計画（江北周辺地区編）の特定事業計画の実施状況の調査及び時点更新について
第２５回 （令和８年３月１６日）	・　区民部会及び区民・事業者合同部会の開催報告 ・　地区別計画（竹の塚周辺地区編）の検討状況について ・　地区別計画（江北周辺地区編）の特定事業計画の実施状況の報告及び時点更新（案）について
第２６回 （令和８年１０月２３日）	
第２７回 （令和９年１月２８日）	

参加団体

- 東京都建築士事務所協会足立支部
- 足立区友愛クラブ連合会
- 足立区女性団体連合会
- 東日本旅客鉄道株式会社
- 京成電鉄株式会社
- 首都圏新都市鉄道株式会社
- 東武バス株式会社
- 朝日自動車株式会社
- 株式会社新日本観光自動車
- 東京都交通局自動車部
- 警視庁千住警察署
- 足立区障害者団体連合会
- 足立区民生・児童委員協議会
- 足立区商店街振興組合連合会
- 東武鉄道株式会社
- 東京地下鉄株式会社
- 東京都交通局総務部
- 日立自動車交通株式会社
- 京成バス東京株式会社
- 国際興業株式会社
- (一社)東京ハイヤー・タクシー協会
- 警視庁西新井警察署

- 警視庁竹の塚警察署
- 国土交通省関東運輸局
- 国土交通省関東地方整備局
- 東京都建設局東部公園緑地事務所
- 警視庁綾瀬警察署
- 東京都都市整備局
- 東京都建設局第六建設事務所

（2）区民部会の開催概要

区民部会では、竹の塚周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

区民部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第１回 （令和７年９月５日） 会場：足立区梅田地域学習センター	・　生活関連施設・経路等の検討 ・　まち歩き点検のルート、点検ポイントの検討 （参加者２１名）
第２回 （令和７年１０月２０日） まち歩き点検（ｳｫｰｶﾌﾞﾙｴﾘｱ）	・　まち歩き点検の実施 （参加者　ウォーカブルエリア：２７名）
第３回 （令和７年１０月２７日） まち歩き点検（周辺エリア）	・　まち歩き点検の実施 （参加者　周辺エリア１８名）

※各自点検参加者：４名

参加団体

- 東京都建築士事務所協会足立支部
- 足立区女性団体連合会
- 足立区民生・児童委員協議会
- 国際障害者年を進める足立の会
- 足立区ろう者協会
- 足立区手をつなぐ親の会
- 足立区友愛クラブ連合会
- 足立区商店街振興組合連合会
- 足立区障害者団体連合会
- 足立区視力障害者福祉協会
- 足立区肢体不自由児者父母の会

※　上記団体のほか、地元区民の方２名、バリアフリー協議会委員（又は代理）３名、ユニバーサルデザイン推進会議委員１名、学生１名にもご参加いただきました。



第１回区民部会の様子



第２回区民部会（まち歩き点検）の様子



第３回区民部会（まち歩き点検）の様子



第３回区民部会（意見交換）の様子

第２回区民部会（まち歩き点検）の各班のルート図　（ウォーカブルエリア）



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：８都市基交測第73号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

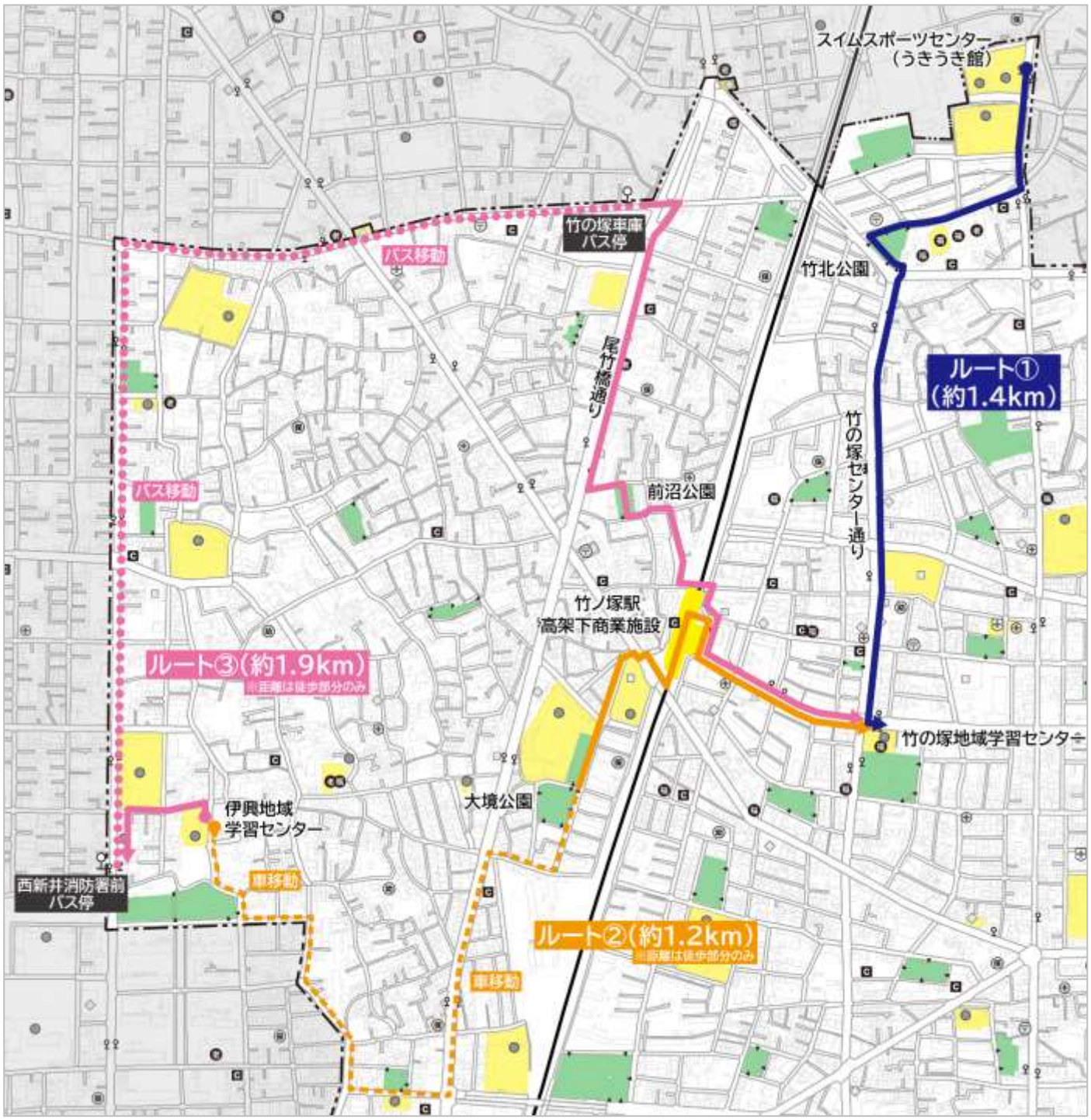
施設凡例

公共施設	郵便局
商業施設	金融機関
病院	幼稚園・保育園
診療所	老人福祉施設・福祉施設
薬局・ドラッグストア	文化施設
コンビニ	バス停
	公園入口

生活関連施設・経路（案）

- 生活関連施設
- 生活関連施設（公園）
- 生活関連経路（主要経路）
- 生活関連経路（ネットワーク経路）
- 重点整備地区（対象範囲）

第３回区民部会（まち歩き点検）の各班のルート図　（周辺エリア）



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：８都市基交測第73号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

（3）事業者との調整

竹の塚周辺地区において設定されたバリアフリー化の対象施設・経路に関係する事業者（ウォーカブルエリア内）に対し、地区別計画の位置づけ及び生活関連施設・経路についての説明と、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題について個別に説明を行いました。

事業者との調整内容

回（開催日）	調整内容
個別調整 （令和７年７月～）	・　生活関連施設・経路等の検討 ・　まち歩きの実施結果について

調整対象事業者・行政関係団体

- 東武鉄道株式会社
- 東京都交通局 自動車部
- 株式会社西友
- 国土交通省　東京国道事務所
- 東武バス株式会社
- 社会福祉法人あだちの里
- 国土交通省　関東運輸局
- 東京都建設局　第六建設事務所

（4）合同部会の開催概要

合同部会は、区民部会の参加団体及び調整対象事業者の参加事業者により構成します。

合同部会では、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題と、それに対する改善策や、地区別計画に定める特定事業について協議を行いました。

合同部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第１回 （令和８年２月２６日）	・　点検結果・課題の共有、改善策の検討（ｳｫｰｶﾌﾞﾙｴﾘｱ） ・　整備方針及び特定事業の検討（ｳｫｰｶﾌﾞﾙｴﾘｱ）
第２回 （令和８年６月１１日）	・　点検結果・課題の共有、改善策の検討（周辺ｴﾘｱ） ・　整備方針及び特定事業の検討（周辺ｴﾘｱ）

参加団体・事業者

区民部会の参加者及び調整対象事業者の参加事業者

資料４　まち歩き点検等における区民意見

まち歩き点検等において挙げられた主な意見について、各ルート別に、道路の路線番号及び施設ごとに整理しました。挙げられた意見のうち、具体的な箇所の撮影ができた指摘事項については、場所と写真を示します。また、意見のうち、よい点については文頭に「◎」を記載しています。

なお、今回の点検結果は、各施設管理者等へ報告しており、日常の維持管理等で、すぐに対応できるものについては、既に対応を行っている箇所も含まれています。

まち歩き点検における区民意見の概要　目次

種別	ルート		掲載ページ
道路	ウォーカブルエリア	ルート１	７６～７８ページ
		ルート２	７９～８０ページ
		ルート３	８０～８２ページ
	周辺エリア	ルート１	８３～８６ページ
		ルート２	８６～８７ページ
		ルート３	８７～８８ページ
	ルート外		８９～９９ページ
交通広場			１００～１０２ページ
公園			１０３～１０７ページ
建築物			１０８～１１９ページ
バス停			１２０ページ
その他			１２１ページ

ウォーカブルエリア　ルート１　舎人２８２号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	赤山街道に出るところは隅切りされておらず見通しが悪いので危険。
②	店の前の路側帯の中におしぼりケースや自転車が置かれており歩きにくい。
③	路側帯の表示が消えている。
④	すべての街灯で電球のうち１つが抜かれている。チカチカしているものがある。
⑤	◎道路上に消火器が設置されている。中身は毎年交換されている。

①



②



③



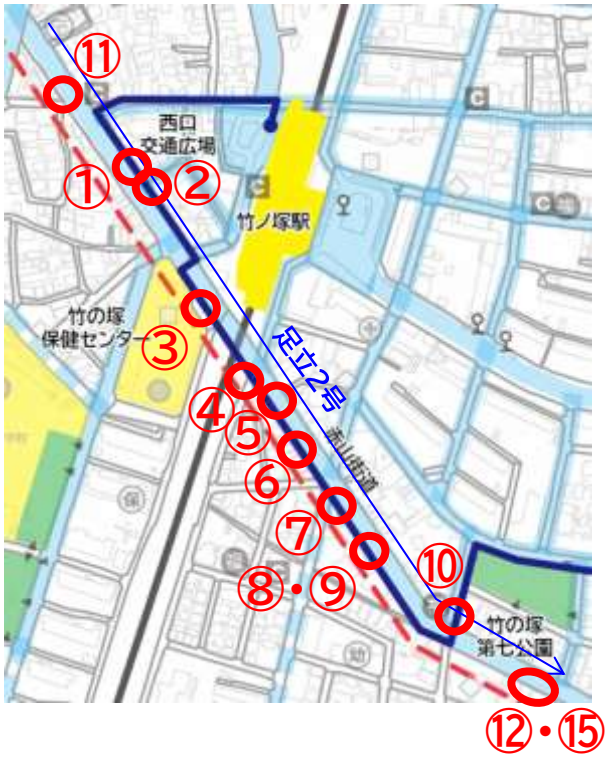
④



⑤



ウォーカブルエリア　ルート１　足立２号（赤山街道）



①



②



③



④



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	降車専用バス停近くの歩道にお店ののぼり旗が立っていて歩行の邪魔になっている。
②	お店の看板が歩道にはみ出していて歩きづらい。
③	視覚障害者誘導用ブロックがバス停に近く、バスを待つ人の列と重なっている。
④	「止まれ」の標示があるが止まらない人が多い。
⑤	歩道に自転車が放置されている。
⑥	歩道にお店ののぼり旗が立っていて歩行の邪魔になっている。
⑦	交差点で歩道上にポールが立っているが、位置が中央に寄っていて歩行の邪魔になっている。
⑧	歩道上にガラスを使った模様があるが、一部のガラスが外れている。
⑨	歩道の切り下げ部分の勾配が急になっており、安全上気になる。 ※急に下がると車イスがガクンとなり首に負担がかかるので緩やかな切り下げにしてほしい
⑩	自動販売機（２台）の基礎がブロックで、固定されておらず壁にも沿っていないので危険。
⑪	視覚障害者誘導用ブロックが途切れている箇所がある。
⑫	薬局の先は歩道が狭くなっており通りにくい。植樹桝が高く車椅子だと圧迫感を感じる。
⑬	・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。 ・透水の舗装が赤山街道全体には敷かれていない。
⑭	歩道を通行する自転車が多く危険。
⑮	・歩道が狭いため不要な植樹桝は撤去した方がよいのではないか。 ・緑が少ないと感じる。

⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫・⑮



⑬



ウォーカブルエリア　ルート１　竹の塚１７８号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	インターブロックに凸凹があり、車いすで通ると衝撃がある。首に負担があるので特に痙攣（けいれん）がある人は影響を受ける。

ウォーカブルエリア　ルート１　足立１５号（竹の塚センター通り）



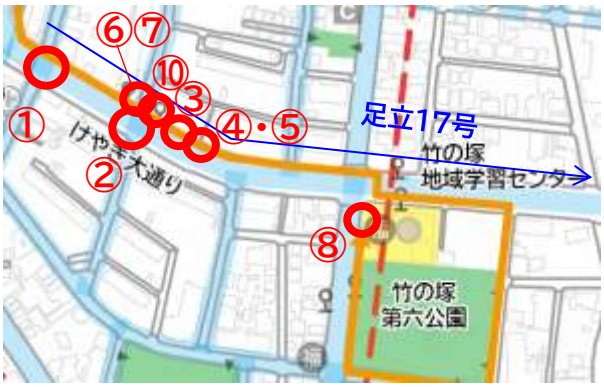
①





番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	視覚障害者誘導用ブロックの色や形が交差点付近と異なる。色が茶色で歩道のタイルの色似ていて目立たない。

ウォーカブルエリア	ルート２	足立１７号（けやき大通り）



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎駅から地域学習センターまでの各横断歩道に音響機能付信号が設置されている。
②	横断歩道がかすれている。
③	植栽桝が一部せり出すような形状で気づかずつまづきそう。
④	歩道のタイルが剥がれているところがある。
⑤	歩道のタイルに段差が生じて車道側が低くなっている箇所がある。
⑥	根上がりの影響で歩道のタイルが浮いている箇所がある。
⑦	UR と区道の境目がつまづきやすい状態になっていて危ない。
⑧	◎歩道と車道の段差が低く配慮されている。
⑨	地域学習センターまで自転車専用レーンがあるとよい。
⑩	バス停付近はバスが停車していると自転車ナビマークが隠れて見えない。
⑪	◎歩道両側に木が多く日陰になってよい。整備後も残してほしい。
⑫	道路が曲線状で死角になるため防犯の面で不安。適切な位置に街灯があるとよい。
⑬	◎電柱が地中化されていてよい。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨・⑪



⑩



⑫



⑬



ウォーカブルエリア	ルート２	竹の塚１７８号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	雑草が生えて歩道を狭くしており、杖歩行者を歩きにくくさせている。

ウォーカブルエリア	ルート３	竹の塚１３８号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	車いすで通るとブロックの凹凸が比較的大きいと感じる。

ウォーカブルエリア	ルート３	竹の塚１７６号（カリンロード）



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	自転車の走行、駐輪が多く、車いすユーザーが通れなかったり、歩行速度の遅い人には危険を感じる。マナーの徹底と共に、駐輪スペースの確保が課題。
②	視覚障害者誘導用ブロックが交差点付近で途切れており、設置されていない。
③	歩道上に電柱があり狭くなっている箇所がある。
④	店舗の前の歩道に店の商品などがはみ出していて歩行の邪魔になっている。
⑤	傾斜があり車椅子で通行しづらい。
⑥	てんやの前の交差点は、渡る人が多く、一方でクロスする道路は車の抜け道。将来的には信号設置を期待。
⑦	◎店舗前の歩道は広くてよい。 ・店舗の入口には段差がある場合が多く残念。
⑧	◎自転車ナビマークがある。
⑨	人通りが多い中に車も入り込んでくるため、子どもや車いすユーザーには危険。聴覚障害者も後ろから車が来ると音が聞こえないので怖い。

①





②



③



④



⑤



⑥



⑦



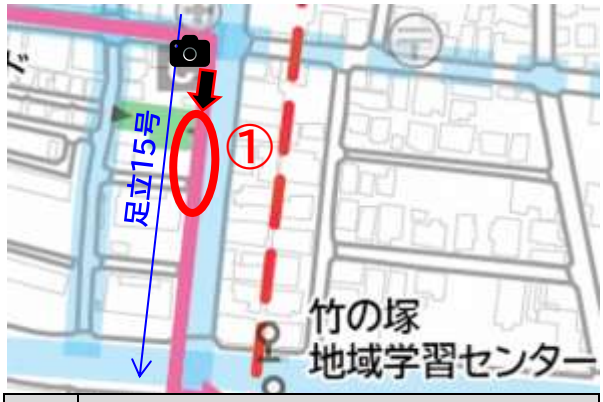
⑧



⑨



ウォーカブルエリア	ルート３	足立１５号（竹の塚センター通り）



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	一定の傾斜があり、車いすを漕ぎづらい。

ウォーカブルエリア	ルート３	竹の塚１７号（けやき大通り）



①



②



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	タイルが浮いて凹凸があり歩きづらいところがある。
②	横断歩道の視覚障害者誘導用ブロック（エスコートゾーン）の一部が欠損している。

周辺エリア	ルート１	足立１１号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩道にごみの回収スペースがある。ゴミがここに山積みにされると車いすユーザーの歩行は難しくなる。専用スペース確保は難しいと思われるが、住民に意識化するだけでもよいと思う。
②	スイムスポーツセンターの前に横断歩道がなく、渡ってしまいたくなる歩行者がいる危険性がある。
③	横断歩道に音響機能やエスコートゾーン、視覚障害者誘導用ブロックがあるとよい。
④	歩道に傾斜があり歩きにくい。（校門部）
⑤	◎小学校の門の前の横断防止柵は抜差し式で、安全面で良い。
⑥	交差点部分の歩道に傾斜があり、かつタイルにずれや凹凸が見られる。雨の日や夜間には足を引っかける方がいてもおかしくない。適正なタイルでの仕上げに期待。
⑦	交差点部分の歩道の真ん中にバイク止めとみられるポールがあり歩行の邪魔になっている。
⑧	交差点北側の警告ブロックの設置方向が車道に向いていて危険。
⑨	大曲のバス停への歩行者と、スーパーからの自転車が狭い歩道を常に行きかう様子が散見される。バス停待ちの人がいるとさらにぶつかるケースも見られる。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



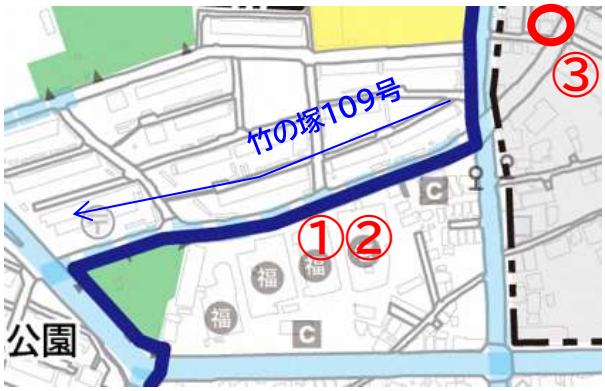
⑧（拡大）



⑨



周辺エリア　ルート１　竹の塚１０９号



①②



③



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎南側の歩道には視覚障害者誘導用ブロックが敷かれている。
②	速度制限が30km/hとなっているが、高齢者施設が立ち並んでいることに鑑み、20km/hでもよいのではないか。
③	◎地域住民（町内会か？）が花壇と共に椅子を歩道に設置、管理されている。日頃より高齢者などが休憩している様子が見られるので、ぜひ継続してほしい。

周辺エリア　ルート１　都道１０３号



①



②

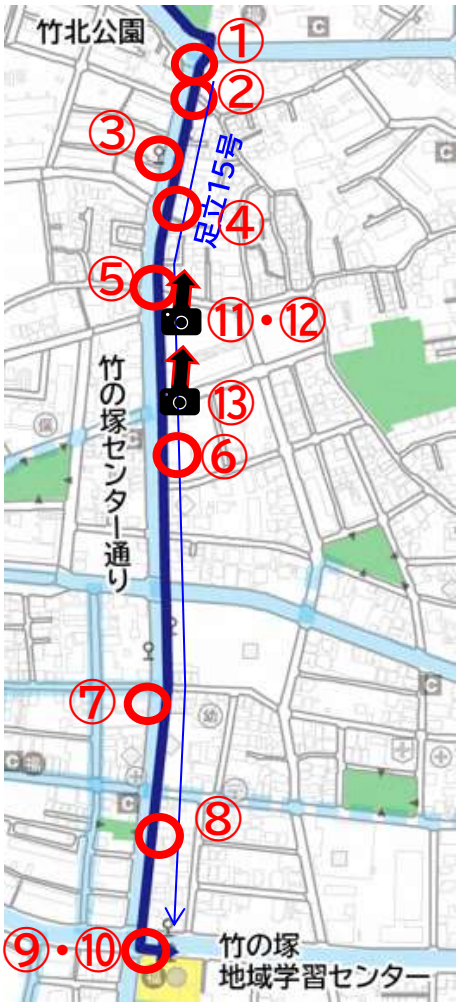


③



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	自転車ナビマークが設けられているが色が殆ど落ちていて意味がないので塗り替えた方がよい。
②	歩道橋は錆があり、車いすや自転車では使えない形状。また、歩道橋の下の草が刈り取られていない。
③	視覚障害者誘導用ブロックが歩道橋の手前までしか設置されていない。

周辺エリア	ルート１	足立１５号（竹の塚センター通り）



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	雨水ますが誘導ブロックと重なる箇所で、一部が警告ブロックになっている。
②	桝蓋に誘導ブロックが設置されているが、方向がずれている。
③	歩道のブロックがずれており、歩行時につまづくことを誘発してしまう。
④	ランドリーの広告（ビニール柱）歩道にはみ出して歩行の邪魔になっている。
⑤	マンホールのために歩道が丸く削られている。ここここそ、黄色のペインティングが必要。特に、夜間や雨天時が危険。
⑥	マナーの問題であるが、店の客の自転車が倒れている。
⑦	車道に自転車ナビマークがあるが、歩道を走る自転車が多い。
⑧	自転車の駐輪が歩行の邪魔。駐輪場不足が根本の原因であるが、各店舗でスペース内に駐輪してもらえるような取組と工夫を行ってほしい。
⑨	◎横断歩道にエスコートゾーン、タッチ式の音響機能付信号がある。
⑩	交差点部の誘導ブロックが枝分かれしていてわかりにくいのではないか。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑪	横断歩道同士の間隔が広く、道路を渡りたい人が斜め横断するリスクがある。また、音響機能付信号やエスコートゾーンのない横断歩道が多い。
⑫	北側は植え込みがメインで、ガードレールがない。
⑬	◎全体的に歩道が広く、傾斜も配慮されているので歩きやすい。 ◎インターロッキングブロックが平滑で車椅子でも通行しやすい。 ◎概ね障害者誘導用ブロックが設置されている。また歩道に飛び出している看板等もあまりなかった。
⑭	駅が近づくにつれてごみが捨てられていたり、自転車が増えるので注意が必要。
⑮	街灯が少なくて危険ではないか。

⑬



周辺エリア	ルート２	西新井１６１号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	視覚障害者誘導用ブロックが広い東側にはなく、西側にはある。保健センターいく人がわかりにくいのではないか。
②	ゴミの集積所が歩道上にあり、ゴミの日は歩道が狭くなってしまう。視覚障害者誘導用ブロックの上にもゴミが置かれがちである。
③	◎歩行者のためではないと思うが、居酒屋の前のベンチやマンションの前の植え込みに座ることができる。
④	自転車が歩道にはみ出して停められている。視覚障害者誘導用ブロックの左右に白杖を振って歩くと当たるくらいの距離なので危ない。
⑤	横断歩道の車道と歩道の段差が大きい。
⑥	◎交差点の赤塗り、危険を知らせるのにとても良いが、剥げてる。
⑦	◎両側に歩道があり歩きやすい。

①





②



③



④



⑤



⑥



⑦



周辺エリア　ルート２　足立１７号（けやき大通り）



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	視覚障害者誘導用ブロックの一部が剥がれている。

周辺エリア　ルート３　足立３号（大師北参道）



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	道路の舗装が細かく変わるので、凸凹で歩きにくい。

周辺エリア　ルート３　足立１号（舎人公園北通り）



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩道が狭く歩きづらい。大型車が通るので怖い。

周辺エリア　ルート３　都道４６１号（尾竹橋通り）



①



②



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	青信号が短く道路を渡りきれない。
②	幅員は広いが、歩道を走行する自転車が多い。自転車ナビマークもあるが利用者は少ない。

周辺エリア　ルート３　舎人２７８号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩道が狭く歩きにくい。

周辺エリア　ルート３　足立１７号（けやき大通り）

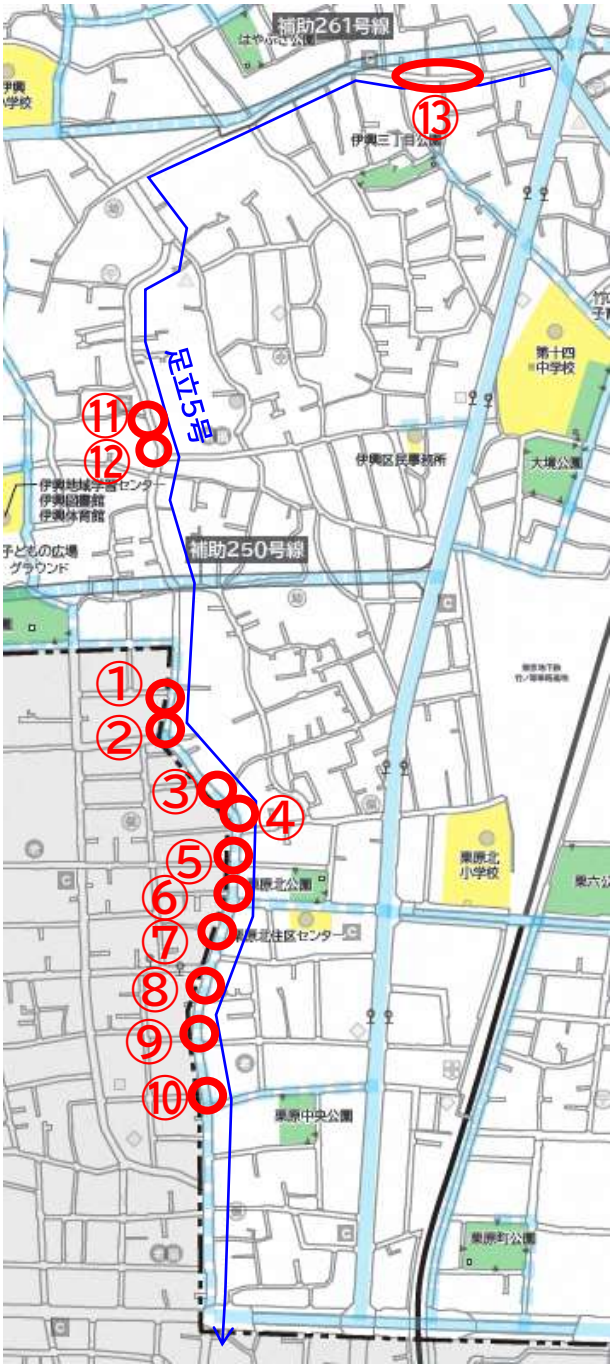


①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎歩道が広く、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンがある。

ルート外	足立５号



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	・両側に路側帯があるが、電柱もあり大きな車もたくさん通るので歩きにくい。 ・駐車場から道路に砂利がはみ出している。車いすなどで通るのは無理。
②	交差点で歩道がなくなり、見通しも悪いので非常に危険。
③	◎両側に歩道がある。区の環境整備指導によるものか、マンションの敷地内に自由に通れる道があり、休憩スペースが設けられていてとても良い。

番号	まち歩き点検で挙げられた意見
④	歩道を広く切り下げているので起伏は目立たないが、傾斜が大きいので車椅子では通りづらい。
⑤	駐車用の歩道の切り下げが連続していて歩道が凸凹している。
⑥	・横断歩道がかすれている。 ・私有地の通り抜け対策と思われる柵があるが、歩行の邪魔になる可能性がある。
⑦	歩道の切り下げが連続していて歩道が凸凹している。
⑧	横断歩道がかすれている。
⑨	交差点に注意喚起のための赤い枠があるが、かすれている。
⑩	横断歩道がかすれている。
⑪	◎コンビニもあり、マンション敷地内には歩道もある。
⑫	注意喚起の赤い枠はあるが、横断歩道は一方向にしかない。
⑬	人通りも多くコンビニもあるので、補助２６１号が完成するまではこの通りを生活関連経路としてはどうか。

⑪



⑫



⑬



ルート外　舎人２８３号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	横断できないようなガードレールになっているが、細い道から駅方向に向かって道路を渡ってくる歩行者と自転車・車が接触しそうになっていた。
②	横断歩道がかすれている。

①



②



ルート外	西新井１１７号



①



②



③



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	東側はガードレールがあり、ある程度広い歩行スペースがある。
②	歩道は広いが、曲がっているので見通しは良くない。角で歩道が途切れるので、繋がっていると感じさせる表示やガードレールの統一等が必要。
③	木の根でアスファルトが持ち上がっていて危険。

ルート外	西新井１２６号

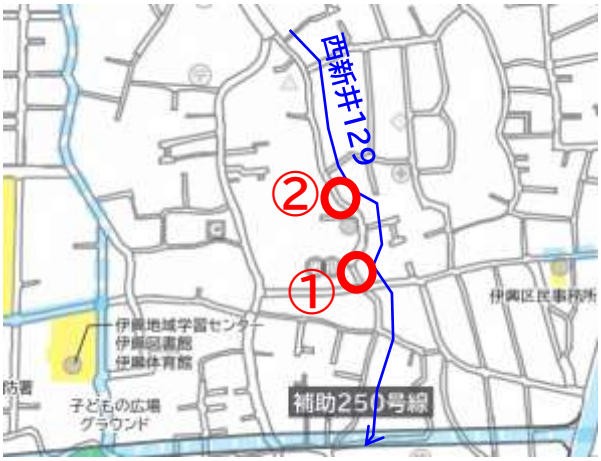


①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎広い歩道がある。

ルート外　西新井１２９号



①

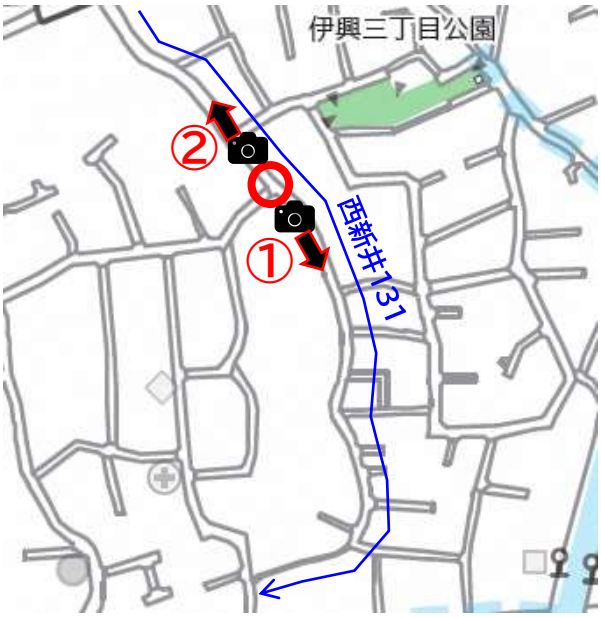


②



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	広めの順歩道があるものの、道路全体は狭く見通しも悪い。
②	地域包括支援センターや金融機関があり、車通りもあるものの、道路が蛇行しているのでスピードはそれほど出ていない。

ルート外　西新井１３１号



①

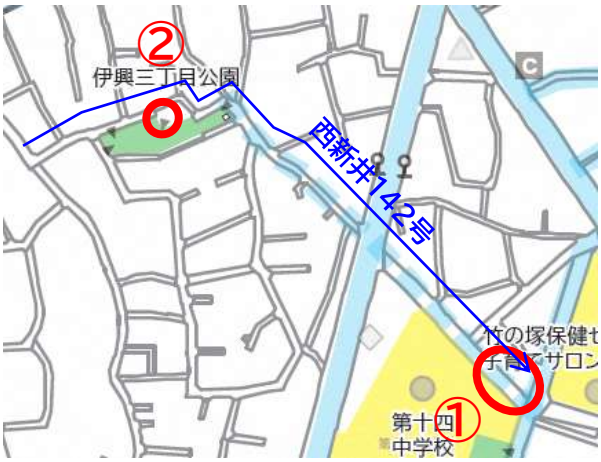


②



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎片側に歩道がある。
②	◎道路の形状は曲がっているが、交差する東西方向の道路の見通しは良い。

ルート外　西新井１４２号



①



②



（公園内の通り抜け可能な園路）



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎尾竹橋通りまでは両側に広い歩道がある。
②	・公園の北東側の入口は階段になっている。西側と東側に入口があるが、公園内を通り抜けられることがわかりにくい。 ・公園への生活関連経路の指定は西側からがよいのではないか。

ルート外　西新井１４７号

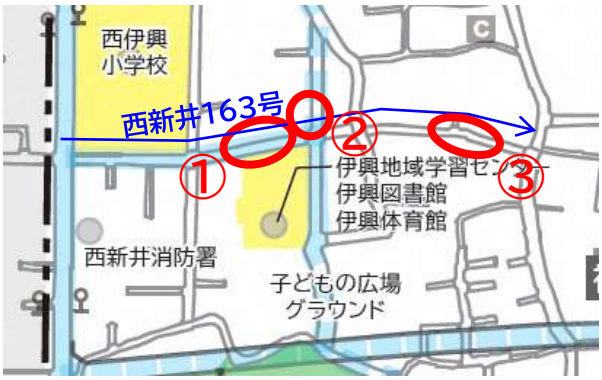


①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	公園側から見るとかなり蛇行した道路だが、人通りは多い。

ルート外　西新井１６３号



①



②



③



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎北側は歩道ではないがガードレールで歩行スペースが確保されている。
②	「止まれ」マーク（足型）がかすれている。
③	ガードレールはないが北側に歩道がある。

ルート外　西新井１６７号



①



②



③-1



③-2



③-3



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩道はなく、両側がに路側帯がある。トラックの通過は見られない。
②	◎マンション敷地内に狭いが通行できるスペースがある。
③	公園東側は広い歩道があるが、公園南側は歩道はない。 ◎公園内の南側は通り抜けられるようになっている。

ルート外　西新井１６９号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	道路はくねくねと曲がっているが、車のスピードが落ちるので良い。東側はグラウンドまで広い歩道がある。

ルート外　西新井１７７号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	両側に路側帯がある広い道路で、小さな商店街があり、人通りもある。

ルート外　西新井１７８号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	車の通り抜けが多く、スピードを出して走っていく車も見られる。交差点に押しボタン式の信号があり、人通りも多い。

ルート外　西新井１８１号・西新井２２９号



①-1



①-2



②



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	道路の形状がややくねくねしており、歩道の切り下げが続くので歩道の起伏が荒い箇所がある。保育園の子供たちが公園に行く際に通っている。
②	◎交差点は歩道が広く、視覚障がい者誘導用ブロックも４か所に設置されているなどきれいに整備されている。

ルート外　西新井１８３号



①



②



③



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	北側に歩道があるが、雑草が伸びていて歩きにくい。
②	両側に路側帯がある。車道の自転車マークが消えかかっている。
③	両側に路側帯がある割と広い道路となっている。

ルート外　西新井１９６号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	「止まれ」の標示がかすれている。

ルート外　西新井３５８号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	公園まで歩道はないが広めの道路で、止まれの標示に色がついている。

ルート外　西新井３６１号



①-1



①-2



②



①	住区センターと公園の間の歩道は整えられたばかりできれいだが、周辺は切り下げが連続しており歩道が平坦ではない。
②	細い歩道だが逆走する自転車が多い。

ルート外	西新井３６２号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	北側に歩道があり住宅前は切り下げられているが、間隔が離れているので歩きづらくはなさそう。

ルート外	西新井４０３号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎やや暗いが高架下は歩道になっている。

ルート外	都道４６１号（尾竹橋通り）



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	横断歩道がかすれている。
②	◎両側に歩道があり歩きやすい。交差点のみ視覚障がい者誘導用ブロックがある。
③	歩道の植栽に通り抜けられるような道がいくつか見られる。事故につながる危険性がある。
④	歩道が広いからか自転車の走行が多く、逆走も見られる。小さい子どもも歩いているので非常に危険である。
⑤	◎海抜の標識が新しくなっており、多言語の記載もある。海抜が低いところはあわせて避難等の指示も記載してあるとよい。 ・古い標識は色あせていてよくわからない。

①



②



③



④



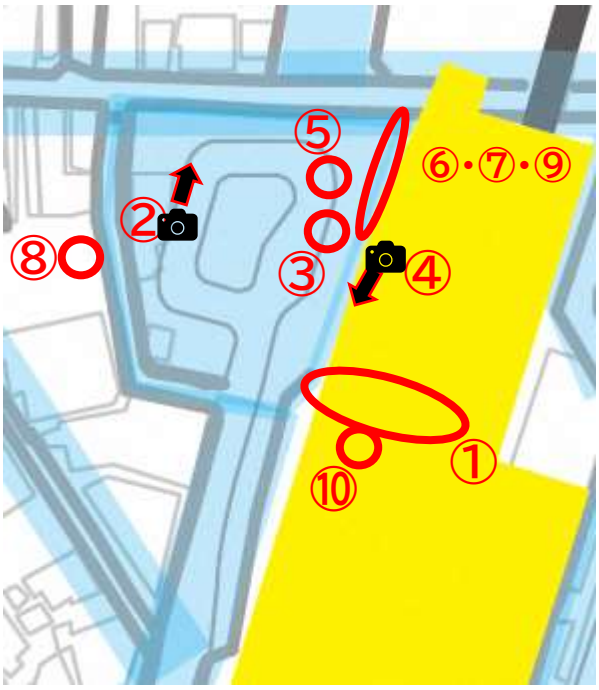
⑤-1



⑤-2



ウォーカブルエリア　**ルート１**　西口交通広場



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	エキアの間の通路の真ん中に街灯が数本あり、視覚障害者等がぶつかる可能性がある。
②	◎歩道部分は広くてよい。
③	タクシー乗り場付近の地境の印の金物が出っ張っており、つまずきそう。
④	暫定でも一般車の送迎ゾーンまで視覚障害者誘導用ブロックがあるとよい。
⑤	優先駐車ゾーンは看板や標識もあると良い。
⑥	高齢者や精神疾患などがあって疲れやすい人もいるのでベンチがあるとよい。
⑦	◎お店の前の段差（コンクリ）に座っている人がたくさんいた。北千住マルイ横のように木のベンチ板などを置くととても良い滞在スポットになると思う。
⑧	ロータリーに接している民地の雑草が伸びている。
⑨	店舗の交通広場側の入口が階段のみなので、階段のない出入口を案内する等の工夫が必要。
⑩	ビニール傘が捨てられていた。

①



②



③



④



⑤



⑥・⑦



⑧



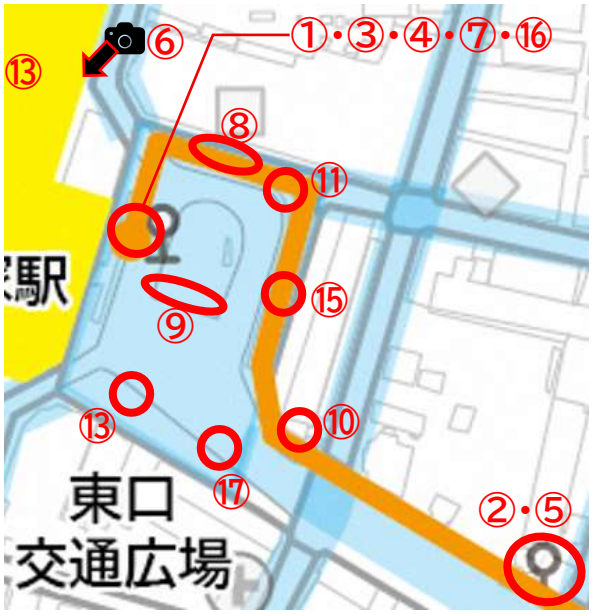
⑨



⑩



ウォーカブルエリア　**ルート２**　東口交通広場



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	ベンチや柱がありバス停が狭いので車いすでの乗降が大変な時がある。特に降車時、スロープを降りたところにベンチがある場合は、すぐに左右どちらかに曲がらなければならない。
②	雨天時の乗降が不便なので、バス停の上屋がもっと長くなるとよい。
③	・ベンチはステンレス製で、日光で熱くなっていた。 ・利用者数が多いバス停にはベンチを増やしてはどうか。
④	バス乗り場に音声や文字による情報提供があるとよい。
⑤	都営バスの乗り場がバスロータリーから遠いため、初めて来る人にはわかりづらい。
⑥	・駅出口からロータリーに入るところでバス乗り場、タクシー乗り場、トイレなどの案内が欲しい。
⑦	乗り場の案内文字が小さくわかりづらい。路面標示などわかりやすい案内が必要。また、待機列も人数が多いので行先によって列を変える等の工夫も必要。
⑧	・ロータリーの北側は一番歩行者が多く、ラッシュ時（特に雨の日）は人の流れが激しくぶつかる危険性あり。放置自転車対策であることはわかるが、コーンや花壇が逆に邪魔になる可能性もある。
⑨	◎ロータリー中央は点字を敷設し、またその両側が滑りにくい素材になったのはありがたい。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑩	排水溝の上ぶたに白杖や小さな車輪が挟まりそうで危険。
⑪	駐輪場が少ない。電話ボックスの回りは、大きな木を囲むように駐輪されていた。
⑫	◎車道に飛び出さないよう全体的に柵があるのはよい。
⑬	・改札前からロータリーにかけて、自転車の通行が多く危険。自転車は降りる等のルールがあるとよい。 ・一方通行の道路から車が来るが歩行者は気づかず歩いている。ミラー設置など安全面の配慮が必要。
⑭	駅前広場のトイレは地下にあり、バリアフリーとは言えない。喫煙所すらバリアフリーになっていることを鑑みれば、今後の再開発で設置を期待したい。
⑮	・ロータリーのバス乗り場との境にある植木の所の花が枯れている。 ・ゴミを捨てないでの看板は両面にあったほうがよい。
⑯	バス乗り場案内が古い。行き先の点字はあるが、番号に凹凸がないため位置がわからない。
⑰	◎公衆電話がたくさんあり、車いすで使えるものもある。

⑬



⑭



⑮



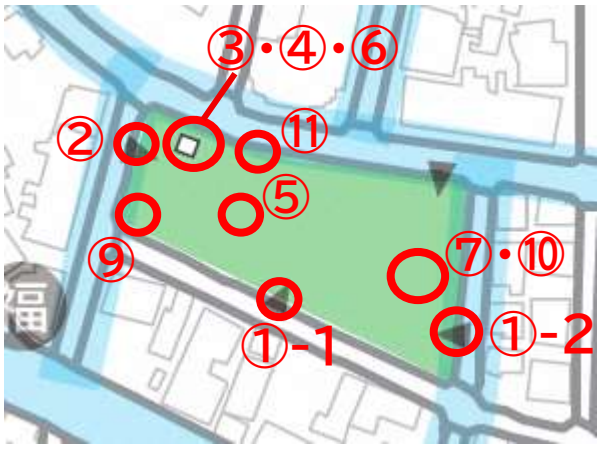
⑯



⑰



ウォーカブルエリア　**ルート１**　竹の塚第七公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	出入口は４か所とも傾斜がきつい。車止めの柵があるため車いすだと幅ぎりぎりになってしまい通行しにくい。
②	西側の出入口は傾斜があるのに加え角が隅切りされているので車いす一人では登れない。
③	男性用小便器と男女共用の個室のみで、バリアフリートイレが設置されていない。
④	トイレ周辺の路面は砂になっている。雨の日でもトイレに行きやすいよう舗装されたルートを設けてほしい。
⑤	公園内に段差があり、電動車いすで上がれなかった。公園内を一周できる舗装されたルートがあるとよい。
⑥	水飲み器の水栓が３か所あるが、ひとつは蛇口がなく使えない。
⑦	木の根が浮き出ていてつまづきそうで危ない。
⑧	公園の大きな木に枯れている枝があり、落下する危険性がある。
⑨	ベンチが古く、汚れている。
⑩	ブランコが汚れている。チェーンのつなぎ目の隙間に指が入りそうで危険。
⑪	ブロックが凸凹しており、車椅子で通ると振動で首に負担がかかるので平らにしてほしい。

①-1



①-2



②



③-1



③-2



④



⑤



⑥



⑦



⑨



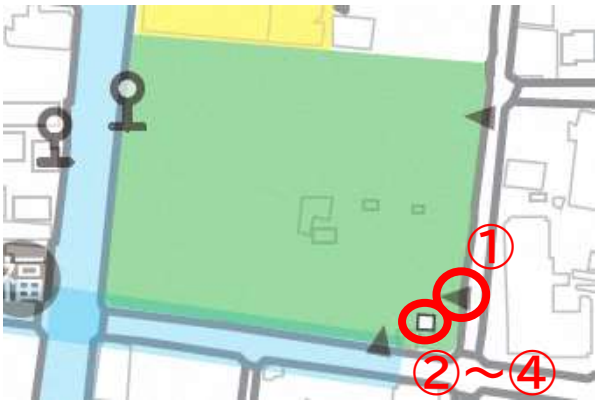
⑩



⑪



ウォーカブルエリア	ルート２	竹の塚第六公園



①



②



③

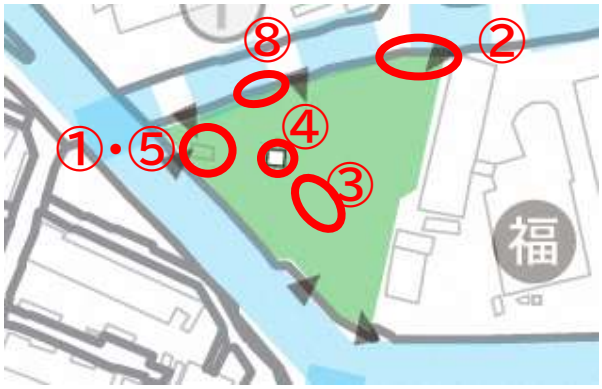


④



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	出入口部分の歩道と車道の間に段差があり、車いすでは出入りがしづらいのではないか。
②	男性用小便器と男女共用の個室のみで、子供用のトイレもない。子ども連れや女性は使用しづらい。
③	男性用小便器の前に 2～3㎝ の段差がありつまづきそうで危ない。
④	トイレ前の階段は手すりがなく、スロープも急で危険。

周辺エリア	ルート１	竹北公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎掃除が行き届いており、きれいで使いやすい。 ・触知案内図や音声案内、大型ベッドやオストメイト用設備もあるとよい。 ◎バリアフリートイレには緊急ボタンが高さを変えて２か所設置されている。 ・出入口はドアの引き残し（取っ手が使えるように壁からはみ出している部分）が広く、車いすで入れるものの狭い。
②	◎自転車と歩行者が分離されており、安心、安全な公園。杖ユーザーも安心して公園内を歩ける。
③	◎園路はインターロッキングブロックが平滑で歩きやすい。 ・雑草が多いので刈ってほしい。
④	あずまやの周辺は舗装されておらず、車いすではたどり着けない。
⑤	・視覚障害者誘導用ブロックはトイレ前にしかない。 ・トイレ前の視覚障害者誘導用ブロックが剥がれてボロボロになっている。
⑥	◎公園の看板が見やすい。住所も記載してあってよい。
⑦	街灯が少なく大きな木があるので夜は暗いかもしれない。
⑧	◎木があることで日陰にもなり、風通しもよく、ベンチの管理も行き届いている。

①





②





③



④



⑤



⑥



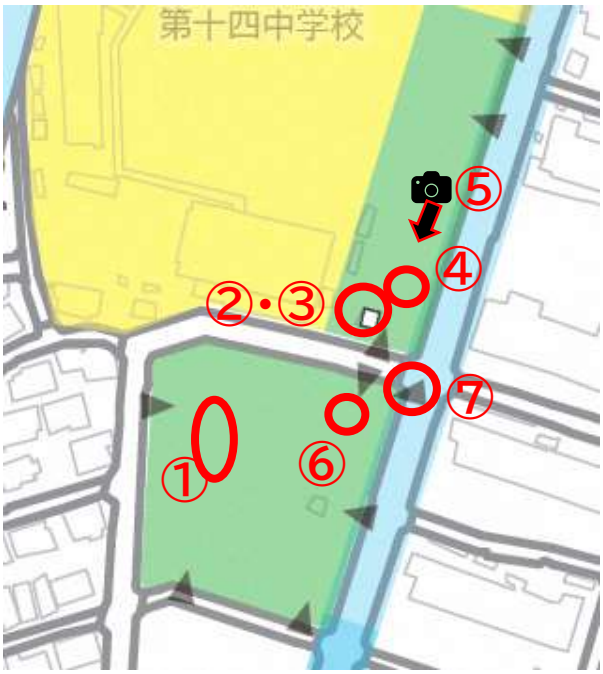
⑦



⑧



周辺エリア	ルート２	大境公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎ベンチは災害時にかまどになるようになっている。 ・10 円玉を使ってベンチを開けるが、使用方法が難しい。
②	◎男性用と女性用のトイレがある。女性用の方が人目に付く側にあり、掃除も行き届いている。
③	男性用小便器の前にやや高い段差があり危ない。
④	園路は全体的に根上がりで凸凹しておりつまづきやすい。
⑤	◎奥行きが浅く、植え込みも境界部は低く整えられていて見通しがきく。ベンチも多く、通り抜けの人もたくさんいる。
⑥	「一時避難場所」の文字は赤だったと思うが、色あせている。
⑦	入口周辺の路側帯は柵のすぐ横にグレーチングがあったり、壊れたインターブロックなどで歩きにくい。
⑧	公園の中は木も多く、外でも遊べる。
⑨	◎隣接するアパート敷地内の公園は雑草が伸びており、比較すると公園が手入れされていることが分かる。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



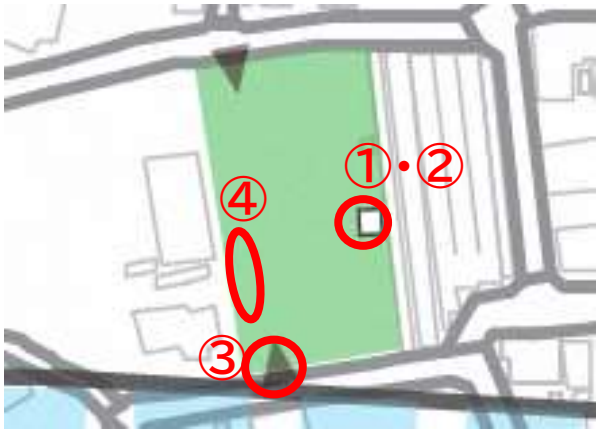
⑧



⑨



周辺エリア	ルート３	前沼公園



①



②



③

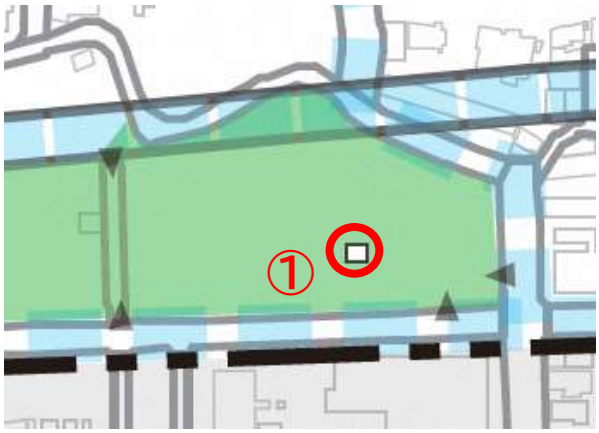


④



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	出入口にはスロープがあるが、やや狭いので車いすでは使いにくい。
②	・トイレ前には段差があり、バリアフリーになっていない。男性用小便器と男女共用の個室が１つのみで利用しにくい。 ・トイレであることを示すマークがなくトイレであることがわかりづらい。
③	公園の出入口やトイレ付近に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
④	ベンチが古く、汚れている。

ルート外	諏訪木東公園



①-1

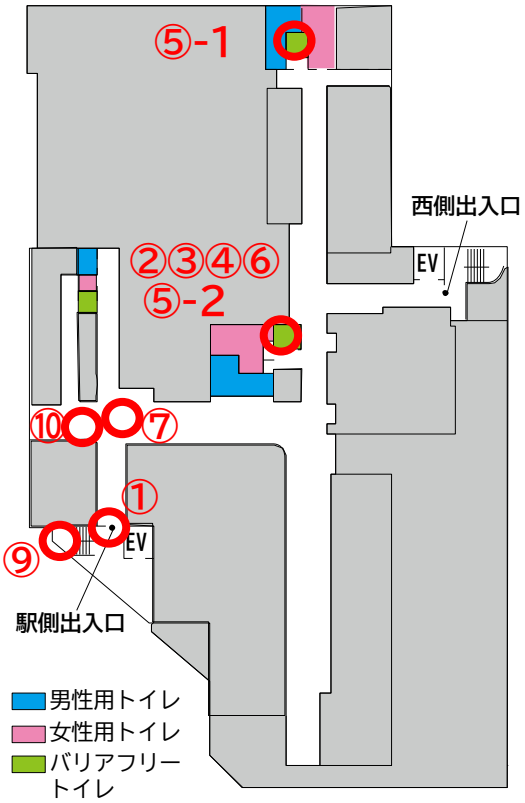


①-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	・男性用トイレとバリアフリートイレが設置されている。個室はドアが天井までつながっており、全体的に見通しがよいので防犯的な危険性は感じない。 ・バリアフリートイレのドアが重く開けるのが大変。

ウォーカブルエリア　**ルート１**　竹の塚保健センター



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	出入口は自動ドアだと分からずにぶつかってしまう恐れがあるので事前に知らせて欲しい。
バリアフリートイレ	
②	もう少し広いと使いやすい。
③	・体幹が無いので背もたれが欲しい。 ・便器の奥の凸部がおしりに当たって痛い。柔らかいものがいい。
④	介助用ベッド（大人用に 150cm のもの）があるとよい。
⑤	・足元に機器があり、車いすで奥まで入れないので手が洗いにくい。 ・水道が自動のため、尿器を洗うのに苦労する。蛇口式が欲しい。 ※「出/止」の手動操作ボタンがあるが、隠れてしまって見えにくい。
⑥	・トイレまでの視覚障害者誘導用ブロックが連続していない。 ・トイレ内の通路が小刻みに曲がるため位置を見失う。

①



②・④



③



⑤-1



⑤-2



⑥



⑦



⑧



⑨





番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑦	防火扉の部分で視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。
⑧	・手すりを頼りに歩くとベンチにぶつかる。 ・手すりの上部はフラットのものの方が良い（リウマチの方等のため）。
⑨	階段の手すりが連続していない。
⑩	天井付近の案内板が光っておらず見づらい。
⑪	◎西友横のトイレは使いやすい。
⑫	西友の買い物カートが視覚障害者誘導用ブロックの上に置かれている。
⑬	・店舗前は駐輪禁止となっているがたくさんの自転車が停められている。ベンチにも座りにくい。 ・視覚障害者誘導用ブロックの上にも自転車が停められている。
⑭	視覚障害者誘導用ブロックの黄色いゴムが剥がれている。銀色だと見づらい。
⑮	通気口のようなものが歩行スペースの半分くらいまで出ていて危ないので注意喚起が必要。
⑯	歩行スペースがカーブしており、植え込みもあるので見通しが悪い。
⑰	センター入口（西側出入口）の表示がわかりにくい。ふりがなやピクトグラム等でわかりやすくする工夫がほしい。

⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



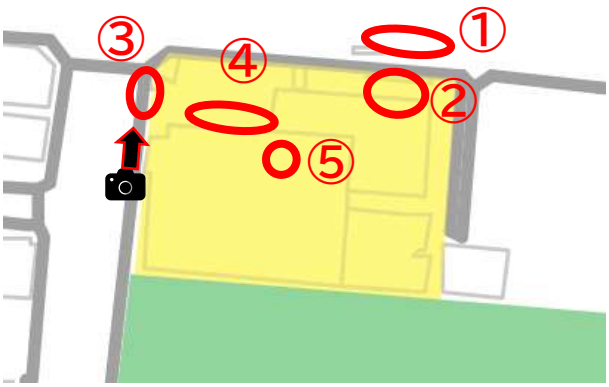
⑯



⑰



ルート１　ルート２　ルート３　竹の塚地域学習センター



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	センター前の歩道にチェーンがあるとよい。歩行者が横断するので危ない。
②	センター入口前は狭く、見通しが悪いので歩道を走る自転車との接触を多く見かける。以前の様に入口前駐輪場でない方が良かった。
③	学習センターの駐車場出口は歩道が見渡せない。特に車いすユーザーは死角になりやすい。小型でいいのでミラー設置を期待。
④	・駐車場横の視覚障害者誘導用ブロックの設置位置が壁に近すぎる。 ・車いす使用者用の駐車スペースを業者が使用していた。
⑤	エレベーター内の鏡はもう少し下まで見えるものがよい。
⑥	バリアフリートイレがよく故障している。
⑦	図書館はカーペットなので車いすだとやや移動しづらい。
⑧	図書館は見える情報が多くて分かりやすいが、聴覚障害者向け配慮が見えない。
⑨	◎学習センターが熱中症対策の一環で、冷所提供をしているのはすばらしい。こののぼりを、民間企業にも提供し、エリア全体で幾か所でも休憩場所ができるとなおよい。

①



②



③



④



⑤



⑥



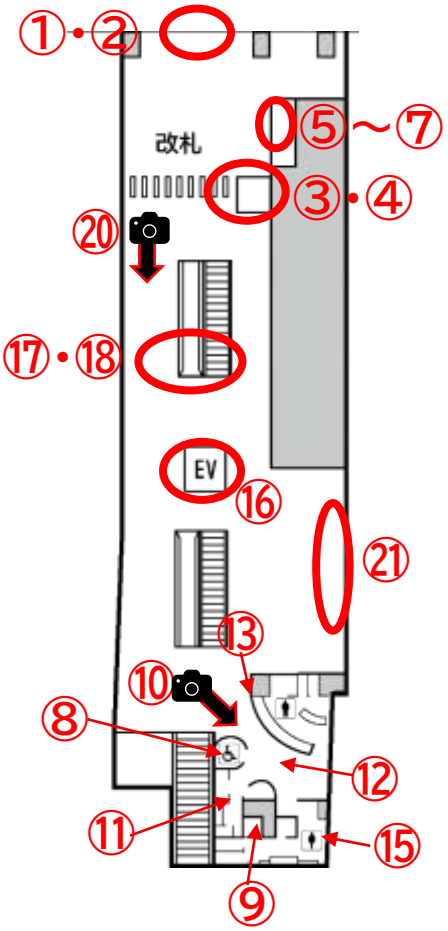
⑦・⑧



⑨



ウォーカブルエリア	ルート３	竹ノ塚駅



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎改札口まで広く、平面的で良い。
②	東武鉄道管轄エリア（改札付近）になるとタイルが変わるが、雨の日に杖歩行の方には滑りやすい素材である。１改札でよいので、滑りにくい素材ルートが欲しい。その際に幅を100cmほど確保してくれるとありがたい。
③	◎車いすが通れる幅広改札がある。
④	◎駅員が近くにいるので助かる。低いカウンターもある。
⑤	・車いす使用者が使う場合、券売機の画面の位置が高く、照明の反射で見えづらいので使いにくい。文字も大きくわかりやすくなるとよい。
⑥	「入場券のご案内」の下に、駅係員の呼び出し窓（会話口）があるが、聞こえない人には会話が難しい。
⑦	駅の券売機の上部にある運賃表の文字が小さくて見えづらい。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧-１



⑧-２



⑧-３



⑨



⑩



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
トイレ	
⑧	【バリアフリートイレ】 ◎鏡は大きいものが2つあり、全身見れるのでよい。 ◎介助用ベッドを展開したまま使える広さがある。男性３人でも入れる。 ◎介助用ベッドは両側に立てる。 ・バリアフリートイレは使用中のことが多いので複数あるとよい。
⑨	◎男性用/女性用トイレ内の広い個室は車いすでも入れる広さ。バリアフリートイレが使用中のことが多いので助かる。他の個室も幅があるので車いすでも利用できるかもしれない。
⑩	男子トイレの場所が少しわかりにくかった。
⑪	◎こどもトイレや授乳室も設置されている。
⑫	◎トイレ前のベンチで休んでいる人がいる。男女の待ち合わせもできる。
⑬	◎トイレの案内板の前まで視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
⑭	個室内のフックの位置が高い。
⑮	◎トイレは広くきれいで使いやすい。
エレベーター、エスカレーター、階段	
⑯	◎エレベーターは大きく、スルー型でなので出入口で回転する必要がなく使いやすい。 ◎車いす使用者等を優先するような表示がある。
⑰	エスカレーターは利用者に片側を歩かないような啓発が必要。
⑱	◎階段は隙間が狭くてよい。 ・中央に手すりがあるとよい。
駅構内その他	
⑲	◎案内表示が大きくわかりやすい。ピクトグラムを使い文字が少ないのもよい。 ◎多言語の案内がある。
⑳	◎駅構内は広くて歩きやすい。
㉑	自動販売機は災害時等を考慮してのことか。一部はボタンに手が届かない人がいるかもしれない。

⑪





⑫



⑬



⑭



⑮



⑯





⑰⑱



⑲



⑳



㉑



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
ホーム	
㉒	◎隙間・段差を縮小した乗降口が設置されており車いすで乗降しやすい。もっと増えるとよい。
㉓	・屋根の形状から雨が吹き込みやすいのではないか。 ◎透明の防音壁が明るくてよい。
㉔	◎ベンチが横向きで、広く使えてよい。
駅前高架下	
㉕	動線が交錯しており、自転車に乗ったまま通行でき危険。スピードを下げる、降りて歩くといったルールが必要。
㉖	歩道に街路灯（単柱）があり危険。

㉒



㉓



㉔



㉕



㉖

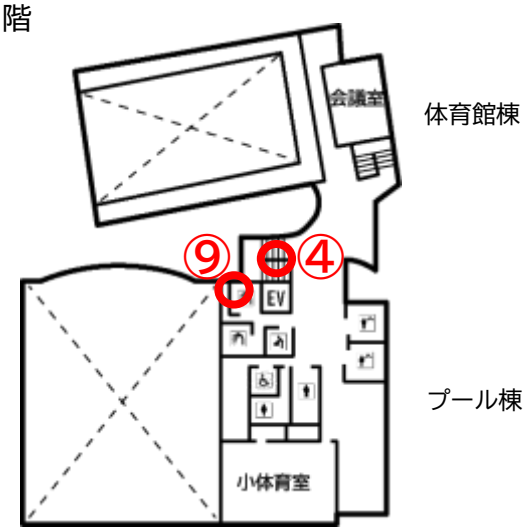


周辺エリア	ルート１	スイムスポーツセンター

１階



２階



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
プール棟	
①	◎トイレは新しく、広くてきれい。出入口は引き戸で、ボタンの位置等も配慮されている。 ・トイレ扉は手動ではなく自動の方が助かる。 ・おむつ交換台や介助用ベッドがあるとよい。
②	◎車いす使用者用の低い受付台があり、高さもちょうどよい。 ◎手話対応はないが、筆談は可能。
③	◎案内板は淡い色の色分け（クリーム、水色、ピンク、きみどり、青の５色）がしっかり区別できるようになっている。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨





⑩



⑪



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
④	階段に階数の表示があるとよい。
⑤	◎ボタンが大きく操作しやすい。英語の音声もある。
⑥	◎エレベーター内の様子が分かるモニターが設置されている。
⑦	◎プールも広々として設備もよく快適そう。入口も引き戸になっている。
⑧	◎洗眼水道の１か所に手すりが付いている。
⑨	◎車いす使用者用の更衣室は広く、ベッドや暖房器具、１畳ほどの濡れてもよいマットがある。ロッカーも座った状態で使いやすい。 ◎車いす使用者優先のシャワー室もある。
⑩	◎２階のテーブルの高さが車いすでもちょうどよい。
体育館棟	
⑪	女子更衣室にシャワー室が２つあるが、スペースが広いので４つに区切ってはどうか。
⑫	更衣室のドアは引き戸の方が使いやすい。
⑬	防音のためかもしれないが、体育館のドアが重く開くのが大変。
⑭	階段に防火扉のためと思われる 10㎝程度の段差がある。注意喚起の表示はあるが剥がれかけている。
⑮	屋内の警告ブロックが銀色の鋲タイプなので見づらいのではないか。
⑯	体育館までは視覚障害者誘導用ブロックがない。
⑰	１・２階トイレは出入口が手動扉。自動の方が使いやすい。
⑱	洗面台が浅く、車いすだと手が届かない。
⑲	◎トイレ内に音声案内がある。
⑳	◎２階トイレには介助用ベッドがある。オストメイト用設備と機能分散されていてよい。
㉑	◎トイレ含め各所にフラッシュライトが設置されている。

⑫



⑬



⑭・⑮



⑯



⑰



⑱



⑲



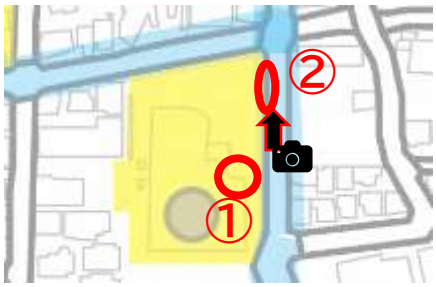
⑳



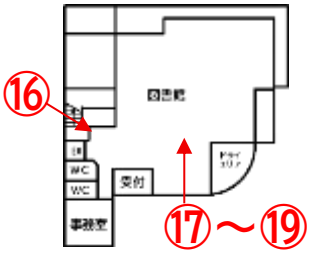
㉑



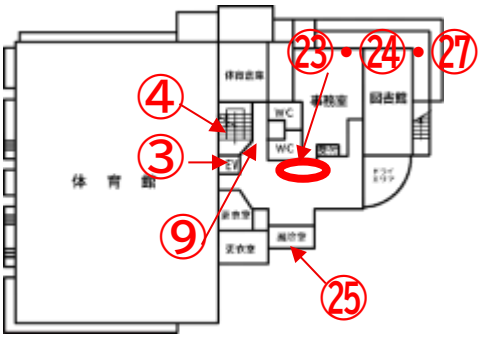
ルート２　ルート３　伊興地域学習センター



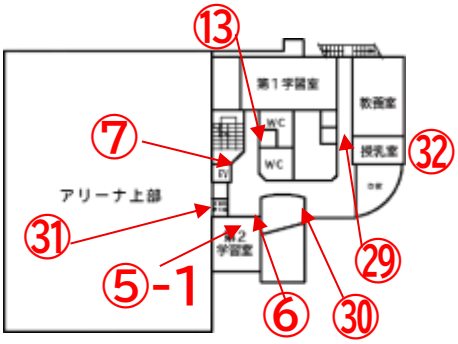
地下１階



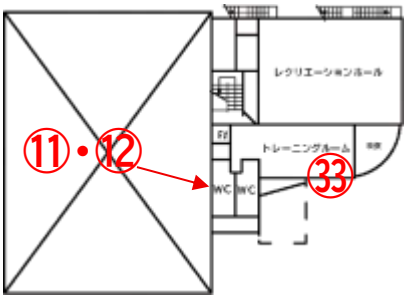
１階



２階



３階



①



②



③









④



⑤-１



⑤-２



⑥



⑦



⑧



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
屋外	
①	建物前に駐輪が多く出入口のスロープがわかりにくい。スロープ入口をふさいで停められている自転車もある。
②	センター入口前の歩道は、雑草が多く見通しが悪い。虫も多い。
昇降設備	
③	・エレベーターの出入口、乗り口とエレベーターに入った時の床面が同じような素材なので差をつけて欲しい。 ◎ボタンが大きくわかりやすい。 ・エレベーター前に階数の表示があるとよい。 ◎エレベーター内を映すモニターは大変良い。乗る人も安心。
④	階段に階数の表示があるとよい。
その他設備	
⑤	室名の表示はもっと大きくし、ドアの上部に設置するとわかりやすい。 ◎多言語表示とふりがながあるのは良い。
⑥	・案内板の文字にはふりがなを入れた方がよい。 ・設置位置がやや高く、点字を読むのが大変。 ・一見すると余白の部分が多いのが気になる（点字を入れるために大きさを調整したと思われる）
⑦	消火器が指定位置になく、視覚障害者の歩行を妨げたり、子どもに倒されたりする危険性がある。
⑧	自動販売機はボタンの位置が低いものもあるとよい。
トイレ	
⑨	トイレ入口の案内が小さくて気づかない。
⑩	個室内のベビーチェアは子どもの手が鍵に届いてしまうので、上にも鍵を付けた方がよい。
⑪	洗面台は下が空いているので車いすでも使用できる。
⑫	（3階）男性用トイレは狭く、洗面台の手すりが大きいのでぶつかりそうになる。 おむつ交換台やベビーチェアは設置されていない。
⑬	◎バリアフリートイレはコンパクトだが使い勝手がよさそう。
⑭	SOS ボタンは大きな文字、ふりがな、ピクトグラムがあるとわかりやすい。
⑮	◎トイレの鍵の開け方・閉め方が分かりやすい。

⑨



⑩



⑪・⑫



⑬



⑭



⑮



⑯



⑰



⑱



⑲



⑳



㉑



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
図書館（地下１階）	
⑯	図書館入口がわかりにくいので表示があるとよい。
⑰	高さが変わるテーブルは車いすでも便利だが、やや目立つ位置にあるので場所を変えてほしい。
⑱	空調のためか扉が開いている箇所があった。知的障害のある子などは出て行ってしまう。
⑲	本棚の案内は字を大きくし、ふりがなをつけてほしい。
図書館（１階）	
⑳	◎りんごの棚（特別な配慮を必要とする子供を対象としたアクセシブルな本のコーナー）が少しだけだがある。
㉑	◎後ろに倒れにくい子供用椅子がある。
１階	
㉒	建物の出入口を示すような音声案内があるとよい。
㉓	パンフレットはジャンル別に並べられているとわかりやすい。
㉔	ホワイトボードの脚につまづきそうで危険。
㉕	いくつかひじ掛けのある椅子があるとよい。テーブルも少し高めのものがあると車いすでも使用できる。
㉖	洗面台があるのだが（自動水栓）、車イスの人は手が洗いづらそう。
㉗	１階受付の横に「センター受付」と書かれているが、文字が目立たずわかりにくい。
㉘	シャワー室内にシャワーチェアなどがあると使える人が増えるかもしれない。
２階	
㉙	◎廊下はどこにどの部屋があるのか見渡せるのでわかりやすい。
㉚	・吹き抜けのデザインは良いが柵に隙間があるので子どもの手足が挟まる危険性がある。 ・子どもが椅子に上がって柵を乗り越えたり、物を落とす可能性もあるので対策が必要。
㉛	◎車いすで使用できる更衣室がある。洗面台もあって使いやすい。 ・ロッカーもあるとよい。
㉜	◎授乳室の中に、水道・電子ケトルなどの設備に加えて絵本なども置いてあり、良い。
３階	
㉝	トレーニングルームはバリアフリー対応されていない。身体障がいのある方は少し使いづらいようである。

㉒



㉓



㉔



㉕



㉖



㉗



㉘



㉙



㉚



㉛



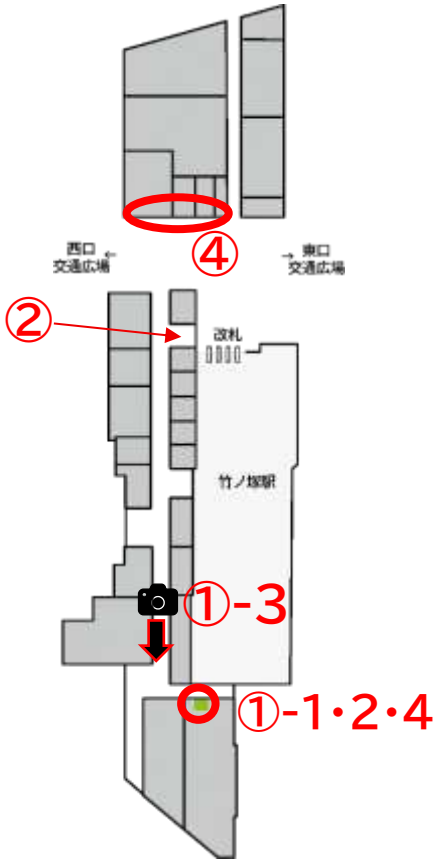
㉜



㉝



周辺エリア	ルート２	竹ノ塚駅高架下商業施設



①-1



①-2



①-3



①-4



②



③



④



⑤



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	◎ドアは引き戸でゆっくり閉まるタイプでよい。 ◎バリアフリートイレの中は広くて使いやすい。 ・トイレがバリアフリートイレ１つのみで、お店がたくさんある割にトイレが少なすぎる。一般の人もお店の人も利用するので休日はいつも混んでいる。トイレの場所が分かりづらく、案内表示もない。 ・「使用中」のランプが使用後もしばらく消えない。
②	改札横の出入口に駅のピクトグラムなどがあるとわかりやすい。
③	店舗前に看板やポール等が置かれているお店が多いが、歩行の妨げにならないよう配慮が必要。
④	一部屋根のない部分があるので、店舗前は屋根があると便利。
⑤	通路の表面の処理が部分的に良くなく、車いすが通りづらいところがある。

ウォーカブルエリア　ルート１　バス停（公園前）



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	バス停の名称が「公園前」ではわかりにくい。「竹ノ塚地域学習センター」などにしてはどうか。

ウォーカブルエリア　ルート２　バス停（竹ノ塚駅前）



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	ベンチの奥行きがなさすぎて、足腰の悪い方は座るのが難しいのではないか

周辺エリア　ルート１　バス停（大曲）



①②



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	誰かが置いた椅子がある。不用品の転用と思われるが、座ることが逆にリスク。故障した際に誰が管理するか不明。
②	できれば雨除けの屋根があると良い。歩道の幅が狭いので難しい可能性もあるが反対側のバス停にもあると更に良い。

	その他ご意見
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの凸部分の角が丸くなっているものだと、車いすなどへの衝撃が少なくて良い。
道路	対策は難しいが、北向きで日当たりの悪い道路は、雪が降ると、雪かきをしてもアイスバーンになる。杖を使用して歩くので数日外出ができなくなってしまう。
バス停	全体的にバス停に椅子が少ないので増やしてほしい。
	車いすで乗降する時は後ろ側のドアからになるため、そこまで屋根があるとありがたい。
バス	バスに乗ろうとしたが、既に別の車いすの方が乗車していて、車いすは１名しか乗れないということで、乗れなかった。
	遅れていたためか、バスの運転が少し荒く感じた。
	◎バス停では毎回リーニング（バスの車体を傾け、乗り降りをしやすくすること）していて良い。
民間の取組み	◎ドラッグストアで、４台しか駐車スペースがないにもかかわらずそのうち１台を車椅子使用者用駐車場としている。
	◎（全国チェーンのドラッグストアの取組み）郊外型店舗において店を利用しない方にもトイレを開放している。さらに、便座が自己導尿者が使いやすい形式を採用している。
その他ご意見	薬局の前にベンチを置いて休む場所を作ったり、熱中症の避難所とするといった工夫ができたら良い。
	歩道橋の下はもっと有効活用できると思われるスペース。特に熱射時や雨天時には有効。ベンチを置くなどして有効活用できないか。
	交番の方も同行して現実を見て欲しい。

資料５　足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧

足立区バリアフリー協議会設置要綱

（設置）

第１条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）の主旨に基づき策定する足立区バリアフリー推進計画（以下「推進計画」という。）について検討及び推進するために、同法第２６条第１項の規定に基づき、足立区バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　推進計画の策定及び推進に関すること。

（２）　重点整備地区の選定に関すること。

（３）　その他、区長が必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員５０人以内をもって組織する。

（１）　学識経験者

（２）　関係団体代表者

（３）　関係事業者

（４）　関係行政機関職員

（５）　区職員

（６）　前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年の翌年度の３月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、第３条第１号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の招集）

第６条　協議会は、区長が招集し、主宰する。

（意見聴取等）

第７条　会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（部会）

第８条　協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

２　部会で協議すべき事項は、区長が定める。

３　前３条の規定は、部会に準用する。この場合において、前３条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

（庁内検討会）

第９条　協議会は、必要に応じて、具体的事項を調整するため、足立区バリアフリー庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

２　庁内検討会は、区職員により構成する。

（書面会議）

第１０条　協議会及び部会は、緊急に会議を開催する必要性がある場合、天変地異、感染症等の影響で、会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催することができるものとする。ただし、書面による会議の対象とする案件は、委員が書面によっても内容を明確に理解できるものに限ることとする。

２　書面会議の実施方法等については、都市建設部長が別に定める。

（謝礼）

第１１条　委員に対する謝礼は、都市建設部長が別に定める。

（事務局）

第１２条　協議会の事務局は、都市建設部都市建設課に置く。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、足立区都市建設部長が別に定める。

付　則（２７足都都発第１３５７号　平成２７年１０月９日　都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（２８足都都発第７４４号　平成２８年7月１日　都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（２足都都発第２８１０号　令和３年３月３日　都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（３足都都発第２８９８号　令和４年３月２５日　都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

足立区バリアフリー協議会委員一覧

令和８年１０月現在

区分	役職名	備考
学識経験者	宇都宮大学 教授（地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科）	会長
	東京電機大学 教授（未来科学部建築学科）	副会長
関係団体代表者	東京都建築士事務所協会足立支部　副支部長	
	足立区障害者団体連合会 副会長	
	足立区友愛クラブ連合会 女性委員会 副委員長	
	足立区民生・児童委員協議会 高齢者福祉研究部会 部会長	
	足立区女性団体連合会 副会長	
	足立区商店街振興組合連合会 理事長	
関係事業者	東日本旅客鉄道株式会社 上野事業本部 総務部 マネージャー	
	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 事業戦略部 課長	
	京成電鉄株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長	
	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	
	首都圏新都市鉄道株式会社 技術部 施設・工事課 担当課長	
	東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	日暮里舎人ライナー
	東武バス株式会社 営業部 課長	
	日立自動車交通株式会社 主任	
	朝日自動車株式会社 運輸部長	
	京成バス東京株式会社 営業部 営業課　課長補佐	
	株式会社新日本観光自動車 運行管理者	
	国際興業株式会社 運輸事業部 企画課　担当課長	
	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	都営バス
	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 足立支部 支部長	
関係行政機関	警視庁 千住警察署 交通課長	
	警視庁 西新井警察署 交通課長	
	警視庁 竹の塚警察署 交通課長	
	警視庁 綾瀬警察署 交通課長	
	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	
	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	
	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	
	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	
	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 公園管理担当課長	
足立区	福祉部長	
	都市建設部長 政策経営部　エリアデザイン推進室長（兼務）	
	道路公園整備室長	
	建築室長	
事務局	都市建設部 都市建設課長	
	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課長	
	都市建設部 都市建設課 ユニバーサルデザイン担当係長	
	都市建設部 都市建設課 ユニバーサルデザイン担当	

足立区バリアフリー地区別計画
（竹の塚周辺地区編）
＜素案＞

発行年月：令和８年１０月
発　　行：足立区都市建設部都市建設課
〒１２０－８５１０　足立区中央本町１-１７-１
電話　０３-３８８０-５１１１（代表）



ユニバーサルデザイン（ＵＤ）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。